

第7回 高知県森林整備公社経営検討委員会

開催日時	平成 22 年 8 月 24 日 (火)	13 時 00 分 ~ 15 時 50 分
開催場所	高知城ホール 2 階 中会議室	
参加者	(委員) 根小田渡委員 (委員長)、橋本誠委員、中越利茂委員、金子努委員、 高村禎二委員、武田裕忠委員、森永洋司委員、戸田文友委員 (特別委員) 橋本勇特別委員 (高知県) 白井林業振興・環境部長、大原林業振興・環境副部長、 大野森づくり推進課長、久武企画監 (分収林改革担当) 田所行政管理課長、稲垣総務福利課長	
司 会	森づくり推進課 山中課長補佐	

(司会)

ただいまから第7回高知県森林整備公社経営検討委員会を開会したいと思います。

事務局を担当しております、森づくり推進課の山中でございます。

委員の皆さまにはお忙しいところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本日の日程は、お手元の会議次第のとおりでございます。

なお、本日は橋本勇特別委員にお越しいただいております。どうぞよろしく願いいたします。

また、高村委員につきましては、所用により遅れるとの連絡を受けております。

それでは、ここからの進行を根小田委員長にお願いしたいと思います。

根小田委員長、よろしく願いいたします。

(根小田委員長)

はい。委員の皆さま、本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

前回の検討委員会では、森林整備公社について、基本的方向として「改革をして存続させる」という確認をいただきまして、それを前提に今後の公社の経営改善策、それから問題解決のための方策について、森永委員、橋本委員の方で検討してもらっております。後ほど報告を受けたいと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、さっそく本日の議題に入って行きたいと思いますが、議題の1にあります、これは前にも委員会で議論してまいりました、「現状認識」、「問題・課題の認識」について議論いただきまして、事務局の方で再度修正をいただいたものを「報告書(素案⑦)」とし

て出していただいておりますので、まず、その説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の久武でございます。よろしくお願いいたします。

まず説明をする前に、大変申し訳ございませんが、一言お詫びを申し上げたいと思っております。

前回の委員会の中で「長期収支についての試算を事務局の方でさせていただいて、委員会の方に提出をさせていただく」ということで、お約束をしたことですが、大変言い訳になって申し訳ございませんが、私の方のミスでございます。少し検証の仕方とか、整理をしまして、それともう一つは前回もお話させていただきましたように、国の方の会計基準の方が、最終的にまだ国の了解を得るまでには至ってないということもございまして、本日、委員の皆さまの方に長期収支の試算を提示することができておりません。

これについては、庁内の方の議論はしてませんでして、私の方で止まっております。前回お約束したことでございますけれども、出せない、できてないということで、まず、お詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございません。

それから、先ほど委員長の方からご指摘がありましたので、資料に基づいて説明をさせていただきます。

小さな所もご説明させていただきたいと思っておりますので、まず5ページでございますが、上の方から2行目でございます。ここについては今まで「公社の概要」と書いておりましたのが、正式に「高知県森林整備公社」という形で、フルネームということで使わせていただきました。

それから、7ページでございますが、上から3の経営者のところでございますが、中ほどでございますが、「このため行政経験が豊富であるが、就任期間が短く（10年以降2年～3年程度）、必ずしも林業関係に従事した経験のない者が理事長に就任する場合がある」と。理事長について、「行政経験が豊富でありトップとしての資質は有していると考えられる。ただ、就任期間が短く（10年以降、2～3年程度）長期的な視点で責任ある経営が十分できる体制ではなかった。」ということで、こここのところについては、考えているということで、要は評価が入っているというようなご指摘がございましたので、事実だけを述べさせていただきますという形に代えさせていただいてはどうか、というふうに思っております。

それから、同じく7ページの中ほどの下の「窮境の原因」の4行目でございますが、農林漁業金融公庫、現在、日本政策金融公庫に変わってますので、名称上、正式にさせていただきます。省略を以下「公庫」というような形で記載をさせていただきたいと思っております。

それから、下の方でございますが、従前は「収入不足」ということで、もともと公社の

方は収入がないというようなビジネスモデルで始まってますんで、収入の不足というのは少し違和感があるというようなご意見を委員会でいただきましたので、収支見込額が不足ということで「見込額」という言葉を入れさせていただくのがいいかな、というふうに思っております。

それから、前回は、価格についてはスギだけを記載していましたが、これについては我々もヒノキが高知県の林業公社については多いもので、ちょっと統計数字がなかったもので出しておりませんでした。このほど整理をさせていただきますので、ヒノキの価格につきましてもスギと同じような形で表に記載をさせていただきますので、スギとヒノキという形で「ヒノキ」という言葉を加えさせていただきます。

率については、ほとんど変わっておりませんので、「ヒノキ」という言葉を入れさせていただきます、ということでございます。

それから、同じく10ページでございますが、上の方の「素材生産・運材費」ということで、同じく「ヒノキ」という言葉を表に入れましたので、9ページの方の表が新たに【スギ】【ヒノキ】という形で表にしております。これに基づいて10ページの議論構成になるということでございます。

2行目の方で「10年間でおおむね3割弱低減した」ということなんですけども、弱というより「3割程度」という方が正確ではないかなということで、そういう表現にさせていただきます、というふうに思っております。

それから、同じく2. 1. 3の「分収割合」のところでございますが、このところでは「森林公社」という付記になっておりますが、先ほども言ったように森林整備公社については整理をしましたので、以下「公社」という形で統一をさせていただきたい、というふうに思っております。

その次のところで「山林所有者」ということで、山林には地上の立木も含むのではないかなというふうなご指摘がございましたので、ここについては「土地所有者」ということの名前で統一をさせていただきました。

同じくその下の2. 1. 4の「ビジネスモデルの破綻」のところについても、「森林所有者」を「土地所有者」というように訂正をさせていただきます。

同じくその「ビジネスモデルの破綻」の中ほどでございますが、「農林漁業金融公庫」というフルネームを書いておりますが、省略をしまして「公庫」という形で整理をさせていただきます。

それから、11ページ、中ほどの3行目でございますが、ここも「山林所有者」となるものを「土地所有者」ということで整理をさせていただきます。

それから、下の方の3行目でございますが、ここについては「社会・経済状況変化に対応した分収割合の変動策、有利子負債による資金調達縮小といった」ということで、リスクヘッジということがあったんですが、どういう対応なのかということが具体的に分からないということでございますので、少しそういうふうに追加させていただければ分かり

やすいのかなということで、追加をさせていただきました。

それから、12 ページでございますが、「責任」のところ、今のところについては明確に責任というか、公社については結構書いていただいているところでございますが、県の責任とか、国の責任の項目を起こして、やっぱり議論をすべきじゃないかというご議論がございましたので、2. 2. 6 としまして、「県の責任」という項目立てをしまして、ちょっと読ませていただきますと、

「県は、県行造林という分収林制度で森林整備を行ってきたが、国の制度融資の充実拡大や分収林特別措置法の制定等により、公社での分収林事業が可能になるなどの経営環境が整備されたため、公社での分収林事業に軸足を置いた森林整備を推進してきた。

このような状況において、全国的にも自己資金を持たず、借りに依存した分収林事業を展開した結果、利息が利息を生むなどの財務状況の悪化を来しており、県は、理事長の人事権を始め総会の議決権の半数を有しているにもかかわらず、事業の見直しや中止などの適切な指導・監督を行って来なかった責任は大きなものがある。」

ということで、県の責任について明文化をしました。

次の13 ページでございますが、「国の責任」として一つ項を起こしております。

「国の責任として、国が推進してきた拡大造林政策を進めるため、僻地などの山林では経済的・経営的に民間では困難な条件の下で、公社による造林をさせるといった分収林というビジネスモデルが、実質的に破綻を来した事実から判断して、免れない大きなものがあると考えられる。」

ということで、当然ビジネスモデルが国の方で構築をされましたということで、当然国の責任についても、大きなものがあるということの項目を起こさせていただきました。

次のページの14 ページ、中ほどでございますが、「人件費の総額」ということで、(事業にかかる直接人件費については、補助金での森林組合等への請負発注であり、公社では人件費計上はなし。) ということで、事業にかかる費用については事業費の中に挟まっていますんで、ということの整理をするということの説明をさせていただきました。

それから、その下に「赤字企業」ということで、ちょっと書かれていたんですが、先ほどもご説明させていただいたように、公社としては今のところ収入がございませんので、「赤字」というのは「長期収支の見込」ということで、少し言葉を整理をさせていただきました。

次の16 ページ、中ほどでございますが、ここについても「山林所有者」という項目がございましたので、「土地所有者」という形で整理をさせていただきました。

その次の2. 5. 3の「収益管理不足」の項目の中では、今までは「収益状況を絶えず監視し、計画との差異をモニタリングできるシステムがない」というご指摘がございましたが、どういう計画かということは明確にすべきだというご意見がございましたので、公社の方で「中期経営計画」というものをつくっておりますので、この計画のモニタリングということではないのかなということで、「中期経営」といことで少し言葉を足させていた

できました。

次のページ、17 ページでございますが、2. 7. 1 「組織として行う収益事業がない」という項目でございますが、従前は「公社には、組織として行う収益事業がなく」ということ書いておりましたが、先ほども申しましたように、収益事業というものがございませんし、収益があるという事業立てにしておりませんので、今のところ「毎期収入が得られるなど」の組織としての収入がないということで、少し例を出して記載をさせていただければどうか、ということでございます。

次は、事業をそのまま続けましたから「また」という言葉を付けさせていただきました。

次の18 ページでございますが、一番上の「多額の支払利息」についてですが、ここについては平成ということがございませんでしたので「平成」という言葉を付けさせていただきました。

それから、2行目のところで「27.6%を占めており」ということで、継続をしていたのですが、一端閉めているということで、文章を切りさせていただいた方が整理がしやすいのかなということで考えております。

それから、1行目のところで、「平成21年度の支払利息は」のところですが、「支払利息は」ということで前に主語がございますので、「21年度の支払利息」については除けさせていただきました。

3行目のところも同じく「20年度」とございましたが、「平成」という言葉を入れさせていただきました。「このような」のところは「この多額の」ということで少し「このような」とはどこを指しているのか分かりませんので、「この多額な」ということで指定をした方が分かりやすいのではないかな、という表現にさせていただきました。

それから、同じく中ほどでございますが、2. 8. 4の「県に依存」という項目でございますが、先ほどもお話しさせていただいたように、「長期的な収支の慢性的な赤字」というところ、当然、今の公社の収益状況からいけば、収入がございませんので、「長期収支の赤字が見込まれる」ということで文言を整理、付け加えさせていただきました。

それから、20 ページでございますが、5のところで「予算」ということで項目立てをしましたが、実質資料については「決算」ということも表に入っておりますので、「予算及び決算」ということで資料を整理をしております。

21 ページをお開きいただきたいと思います。21 ページにつきましては、上の1行のところについては「事業収支差額に匹敵するだけの」ということで、ここはちょっと除けた方がいいかなということで、除けてございます。

それから、収支決算書については、22年の3月、21年度の決算資料を付けさせていただきます。

それから、同じく22 ページでございますが、7番の「業務のプロセス」のところでございますが、これも同じように「山林所有者」ということがございましたので、左の方を「土地所有者」、右の方にも同じように「山林所有者」というのを「土地所有者」ということで

整理をさせていただきました。

それから、下の方の1のところと同じように「山林所有者」というところが2カ所出てきますので、「土地所有者」ということで統一をさせていただきました。

それから2番目、3番目のところで「森林公社」というところが書いてございますので、これについては「公社」ということで統一をさせていただきました。

25 ページでございますが、「森林整備公社改革案」ということで、原案の方はすぐに9. 1「現状維持」等々でメリット・デメリットを比較をしていただきましたが、少し文章があるのかなということで、「考えられる公社の改革案は下記のとおりとなる。メリット・デメリットを抽出し検討資料とする。」ということで少し言葉を付け加えさせていただきました。

同じく 26 ページでございますが、同じく「所有者との折衝」ということで、「土地所有者」ということで整理、統一をさせていただきました。

同じく 27 ページの9. 4の「民間委託」の中ほどの左の方「契約」のところでございますが、ここも同じように「土地所有者」ということで統一をさせていただいております。

次に 28 ページでございますが、上の方の9. 5の「民間譲渡」のところの3行目のところでございますが、同じく「土地所有者」ということで、整理をさせていただいております。

それから、9. 6の「森林整備公社廃止」のところでございますが、一番上の「経営不要」のところでございますが、「事業を廃止し契約を解除する」ということで、「事業は民間に移るため」ということで書いておりましたが、「事業を廃止し契約を解除する」という方が、正確で分かりやすいんじゃないかなということで文言を替えさせていただきました。

同じくデメリットのところの4番ですが、同じく「土地所有者」ということで整理をさせていただいております。

それから、次のページで、29 ページでございますが、このところについては、先ほども申しましたように、いろんな公社の存続とか、現状維持とかということでメリット・デメリットを明記していただき、議論をしていただいたところなんですが、最終的に「小括」という形で入れた方がいいのかなということで、このところを9. 8の項目を立てて書いております。少し読ませていただきます。

「それぞれの改革案について、メリット・デメリットを検討した結果は下記のとおりである。

「9. 1 現状存続」案は、改革を求められている状況であり選択肢としては考えられない。

「9. 2 共同経営」、「9. 4 民間委託」及び「9. 5 民間譲渡」案は、今後公社に係る費用は必要としないものの、そもそも受け皿となる民間企業が存在するのか、また、土地所有者との契約変更にかかる膨大な事務の発生が大きなデメリットとなる。

「9. 6 森林整備公社廃止」案は、上記と同様に公社に係る費用は必要としないものの、土地所有者との契約解除にかかる事務の発生と併せて、何よりこれまで投下した経費が全

額回収不能となるという極めて大きなデメリットを伴う。

「9. 7 公社を廃止し県営林とする」案では、分収造林事業（契約）を県が引き継ぐ必要があり、県が行うことで公社が行う以上に経費が支出される可能性があり、しかも掛かる経費が県で内包される危険性もある。加えて、契約者を公社から県へ移行するための膨大な事務も発生する。

上記に示した案については、メリットよりもデメリットの方が遥かに大きいと考えられることから、「9. 3 改革実施の上、存続」案が、現実的であり、改革をしながら公社を存続させることが、県民負担の観点からは得策であると結論付けた。」

ということで、30 ページの高知県森林整備公社「改革プラン」の中で生きてくるのでは、つながるのではないかなということ、メリット・デメリットの中で小括をさせていただいて、次の 30 ページに移る文章の整理をさせていただいた方が分かりやすいのかなということで、記載をさせていただきました。

これにつきましては、少し執筆をしていただいております、森永先生、橋本先生にご相談をさせていただきながら、委員長のご理解をいただきながら、修正をさせていただいたということで、またここで、ご議論をいただければと思います。よろしくお願ひします。

（根小田委員長）

はい、ありがとうございます。報告の現状認識、問題認識の部分、これまでの議論を整理して、加筆、修正をした部分を報告説明していただきました。

何か委員の方で質問等ございませんでしょうか。

どうぞ。

（武田委員）

ちょっと伺いたいんですが、報告書の全体案が全くみえず、今パーツごとに私たち提示されていて分からないんです、実を言うと。

例えば、古めかしい言葉で言ったら、「角をためて牛を殺す」という言葉がありますけど、パーツごとにもらうと、いちいちについて、一つ一つ反論しなくちゃいけないんですけど、ただ、全体の中の一部というのが分かった時には、あっ、これがこういうふうにつながってこうなるから、このところを細かく取り上げる必要はないとか。そういうのがあるんですけど、この後、何ページというか、何十ページ続く予定なんですか。それともこれが終了なんですか。まず第一点です。

（森永委員）

この間のご意見を凝縮しまとめ直した結果ですが、それで、その中で集約してできたのが、公社の存続と改革をして存続するというふうに進展したと、私は認識しておりますが、いかがでしょうか。

(武田委員)

そういう意味じゃなくて、この後、例えばいろんな存続のプロセスですか、読ませていただいた結果、30ページ以降ずっとつながっていますよね。31ページから「存続プラン」として細かく。で、41ページでこの報告書は後、「結」とか何かついて終わるのか、それとも例えばの話が30ページから40ページに関して、検討されていることについての具体的な手法とか、そういったものを提言を加えて終わりにするのか、例えば、30ページから40ページの間でも、まだこのところ言葉が足りないような気がします、とかいうようなことがいくつかあるんですけども、それを具体的な方策というようなものに入れた後、結論が来る。これで結論が来るのかによって検討の仕方が違ってくると思います。

なので、全体像としてどういうふうに作られる予定なのかなというものが、私はちょっと理解、捉え切れるということではなくて、どの辺まで突っ込んでいけばいいのかというのがちょっと分からない状態です。

(事務局)

事務局の方からは、いろいろちょっと申し上げられなくて、森永先生と橋本先生の方には申し訳ございませんが、事務局の考え方としましては、先ほどの現状認識までは、本日何回も議論させていただきましたので、このところについては、少し委員さんと一緒に結論をいただけたかなと。

それから、30ページ以降については、先ほども森永先生がおっしゃっていただいたように、これから議論をするところでございますので、これから皆さん、委員さんのご意見を入れさせていただいて、かつ具体的な方法とかいうのを付け加えていただくというふうに、事務局の方では認識をしておいて、多分これから30ページ以降のご議論をいただけるものだというふうに理解しております。

そういうことで、ごめんなさい。自分はそういうふうに理解しております。

(森永委員)

すみません。資料を探しておったんですけど、前回か前々回か分からないですけど、資料2ということで、フェーズの1から5まで示したA4の1枚ものんですけど、ありまして第6回の会議の資料を見させていただきます。

私の方は、このインデックスがあって、会議次第の次に資料1があって、その次に2がありますが、そこで、今の段階といたしましてはフェーズ1の問題認識ということを踏まえまして、フェーズ2改善点の特定。これが森林公社存続してというか、改革して存続するということで、フェーズ3が今日の議題で、解決手段の選択というところがございます。フェーズ4が解決手段の適用ということで、ここから解決手段を選んでいただきまして提供すると。それから、フェーズ5が改善後の評価ということになりますが、そういう段階

で進んでおります。

(武田委員)

これを読んでいて、私がまず、資料の提示が少なく、それでちょっとお願いなんですけど、例えば、まず一番大事な特措法、いただいてないんです。定款をいただいてないんですよ。それから、「業務手続書」だったかがありますよね、森林整備公社、それを我々提示されてないんです。それから、一番肝心の「分収林契約書」を提示されてないんです。それから、融資の契約書が提示されてないんです。

これらの書類というのは結構、議論する時に重要で、例えば融資を繰上償還すると言った時に罰金の項目がありますよね。それらを報告書の中でさらっと触れてるんですけど、我々それが情報としてきっちり契約書に書かれていることだと認識しながらいかないと、いくらここで繰上償還して頂戴ということを決めても、根本を何とかしてもらう運動をまずしなくてはならないという認識にならないことなんですけど、それらが、非常にさらっと触れられちゃう可能性があるんで、生の、今、生きてる契約をしっかりと我々認識する必要があるんで、それを認識しないと、バラバラな道のままで行っちゃう気がするんですが、それらについては、正規の融資の契約書とかが抜粋でもかまいませんので、条文そのままで見せていただければいいかなということがあります。

それで、なぜ今、特措法のことを言ったかという、実は「山林」という言葉、あるいは「土地」という言葉なんですけど、特措法の2条1項1号だったと思いますが、開いてもらったらわかりますが、正確に「造林地所有者」と書いてあるのです。そうすると今、我々が議論しているのは、この分収林特別措置法に関わる分収林契約についてのことなんで、言葉としてはこれを使うのが私は適当じゃないかと思うんです。細かいことを言いますけど、「土地所有者」とか「山林所有者」とかじゃなくて、もう明確に法律の中で定義してある文字をなんで使わないのかなというのが、一つ私の疑問なんですけど、これはあくまで疑問で、どう書かれるかについては、この委員会で議論していただいたらいいことだと思ってます。

それから、後は個別のことなんで、個別の場所で。

例えば、現状認識について言ったら、今、一応決算からまとめた中でしゃべらせていただけてますが、リスクヘッジというところが私は少し気になっていまして、「講じていない」と断定文章になっているんですが、実を言うと、第1回の委員会の議事録の10ページを見ていただくと、これは戸田委員さんからの質問に対してかな、「長伐期化をしました」という。これは一応対応なんじゃないですか。

それから、6対4を7対3に分収割合を変えたのもこれは一つの対応なんじゃないかと。

それから、分収方法で、高知独特の方法での「新三者」というのは高知の森林整備公社が必死に考えだした方法なんじゃないかなと、私は認識していますが、全く私の認識が間違いというんでしょうかね。

それから、同じところのページ 12 に、これは高知独特のものですが、「団地ごとに資産査定をしております」というのも、高知の森林整備公社がそれなりに対応してきたことだと思うんで、一概にリスクヘッジしてなかったというような、過去の経営がいかにもどうしようもないみたいな表現というのは、現状の認識としては少しいかがなものかなと私は思っています。

せっかく新三者についても団地ごとの資産査定についても、高知独特のもの、というふうな言い方をしているわけですから、高知の森林整備公社はそれなりのことをしてきたと思いますよ。私自身は思っているのですけども。

それから、報告書の 12 ページ、「責任の所在」ということなんですけど、これについても、だれが、どの時点で、どのような責任を、どのようにして止めるべきだったか、ということまで本当は現状分析の中で触れておかないと、どれがどうなって、止まらなかったんだという話に、私はなると思っています。だれがというのは、経営者とか、県とか、国とかと書いてありますけど、時間軸というのが全然、どの時点でということ、例えば、平成 7 年ごろに、材価が非常に下落してとか、その時点でやれと言うのか、それとも 13 年ごろにやれと言うのか、それとも今やれと言うのか、そういう時間的にはいつの時点で。それから何を、どのように、というのが私としては結果論でもかまわないから、それは我々が書く責任があるのじゃないかと思っております。

それから、「多額の人件費」とあります。これは、報告書の 14 ページからです。多額と書くのはいいんですけど、多額と判断した根拠は、これは、我々としては明確にこういうふうを書くのであれば、私は明確にする必要があると思います。

例えば、必要ない仕事をしていたから多額になったんだとか、あるいは単価が高かったから多額になったとか、仕事の分析をして、例えば 14 人ぐらいの職員の方が名前なしで職責と年間の賃金を書いた表が入ってますけども、これは例えば、この人の仕事は、実際必要があったのかというようなことじゃなくて、多額といういい方は、あまり適当な表現じゃないかもしれないけど、科学的じゃないような印象がありますので、多額ということについてももう少し突き詰めて。

なぜ、これを言うかということ、逆にページ 40 の方で、「多額の人件費ということについては改善を」と書いてます。この多額の人件費という現状分析がしっかりしてなければ、多額の人件費を抑制しようという、そちらの対策が出てこないと私は思います。

ですので、これは多額ということについては、もう少し突き詰めていかなければならない。

後は、実際の方法論になりますので、その場でお話ししてもかまわないかと思うんですが、その場でしゃべらせていただきます。

ただ、基本的に最初の資料が少し不足していたと思いますんで、もう少し原本を読ませていただきたい。

例えば、いろいろ一人で考えている時、公社が解散するとどうなるのかな、とか。例え

ばの話が、これは雑談だと思って聞いていただいたら、人の意見はそれぞれだけでも、例えば消費税の問題があるので、なかなか難しいという話なんですけども、そうしたら合併同様の手続きを取った場合には、消費税はかからないことですので、合併同様の手続きを取る方法を、解散を使ってやることはできないのか。でも、それはやっぱり本物がないので、ちょっと答えが出てこなかったような状態です。

それからもう一つ、ついでながら、ついでの餅にしゃべらせてもらおうと、税金の問題が書かれていた所がありますが、32 ページ以降です。税金が云々というのがあった。「債務消滅益に対する課す課税は」というのがあったんですが、債権放棄。

(森永委員)

すみません、今のは 30 ページでしょうか。

(武田委員)

ついでの餅ですみませんということで、聞いてください。これはついでの餅なんで、ちょっと話します。これは一定の意見であって、結論の方は出ているんです。

(根小田委員長)

今の話は後の方でまた話していただけますか。

(武田委員)

はい。

(根小田委員長)

色々ご意見が出ましたけれども、資料の問題はちょっと事務局の方で、例えば契約書の中身だとか、多少厳密な事実認識が必要な部分はあるのは確かなんで、あとの方の議論で具体的にこの解決策を考えると、関連するものは全部じゃなくても、重要な部分を用意していただくことが必要かなと思いました。

それから、この委員会としての検討委員会の報告書が最終的にどういう形になるかというのは、いろいろあるんですけども、大筋としては現状認識、どういう問題があるかと、我々に投げかけられたのは、大きく言うと、公社が今までどおりやるのか、やらないのか、止めてしまうのか、何らかの方策を講じて続けるのか、その3つぐらいですよ、選択肢としては。その3つの選択肢を決める上で、まず現状をどうかということを見ましょう、ということで、お二人の委員に僕の印象では、やや民間企業の経営問題を考えられる手法で議論をやっていただいたということで、いろんな問題点がずうっと出ているので、どの問題を重視するか、しないかという、これからの解決策のところでおのずから出てくると思うんですよ。

この問題は民間の企業と同じようにいかないのか、これはできないのかな、ここは重要だから絶対やらなきゃいけないとかいう、そういう問題の軽重については、これからの改善策の検討のところでも多分問題になると思いますので、その辺のところでご意見を出していただく形でメリハリをつけていったらどうかなと思います。

その上で最終的に、公社を存続させるんだけれども、具体的にやるべきことは、短期的にはこれとこれだと、中長期的にはこれとこれだ、という形で具体化をして最終的にまとめると。その関連で全体の叙述そのものを一貫性を持たせるために、今の現状認識の部分についてもご意見が、作っていただいたたたき台がありますけれども、それを前提にした上で、全体の統一性を保つような最終案としては、加えるという形があるのかなというふうに思います。

その辺のところは、たたき台を作っていただいた委員の原案を基に今やっていますので、各委員の方でこの問題はあまり重要じゃないよとか、ここは極めて重要だとか、そういう意見をどんどん出していただいて、具体的改善策のところでもメリハリをつけていったらどうかなと、私は考えておりますのでよろしくお願いします。

一応の今日の報告書の修正を加えていただいた部分で、前段の部分は大筋としての共通の認識は、なかなか問題の軽重というのか、重要性についてのメリハリの部分は残るとしても大筋の共通の認識は一応得たなということで、前に進んで行ったらどうかなというふうに思いますので、そういうことでよろしいですか。

それで、一応（２）というのがもう既に出ていますので、次の段階の存続させるということで、基本的に存続の方向で考えると、その場合の経営改善策、問題解決策の検討。これについてもいろんな問題について、一応それぞれ検討していただいていますので、その中で何が重要か、重要でないかをまたこれから議論して、最終的にやることにして、まずは検討していただいた両委員の方からどのような問題点があり、どういう解決策が考えられるかという、そこのご報告をまずいただければと思います。

森永委員、よろしくお願いします。

（森永委員）

よろしくお願いします。

31 ページに「公社存続プラン」ということで、ツリー状にまとめてみました。この中からいくつか選択していくべきだと思います。全部やる必要はないかもしれませんが、乗り越えるべき課題は一応網羅したつもりでございます。

31 ページの、ツリー形式について書きました項目につきまして、以降 32 ページから少し説明させていただきたいと思います。項目が多岐にわたっておりますので、少し読み返し説明させていただきます。

まず、32 ページですけども、我々民間が企業を存続する、こういった経営難の企業を存続するにつきましては、まず、やることは資産査定ということです。どういう資産を持っ

てやるかということです。それは単にバランスシート上のことじゃなくて、中身を検討するということです。

10. 1でございますが、「森林資産の厳格査定」ということを提言しております。

公社の経営改革を行うためには、経営資産、なかでも森林資産につきましては、適切に調査・把握するとともに、その把握した実態に基づき、厳格な査定を行い、資産・負債状況を明らかにすることが絶対必要であると思います。

それを受けまして 10. 1. 1 ですが、「採算林と不採算林を区分する」ということで、上記の資産査定に基づき、投下する資金が回収できる「採算林」と、回収不能な「不採算林」とに厳格に区分する。そういたしまして、区分に応じた対応を行うことが必要であるということでございます。

それを受けまして、10. 1. 2でございますけれども、「採算林と不採算林に対する経営方針の明確化」といったことで、どういった経営方法でやっていくのかということを明確にするということが必要だと思えます。

従前の公社経営は、すべての山林を区別することなく、平等に事業を行ってこられたと思います。しかしながら、長期収支見込の赤字経営が続く中で、そのような経営計画は当然許されるべきものではございません。

そこで、採算林と不採算林に対する経営方針を明確化し、限りある資源を投下すべきものと、そうではないものを区別するのが、本当の公平性及び平等性のある事業であるということでございます。

次に、「有利子負債」なんですけれども、有利子負債をどうしても圧縮していく必要があるということでございます。

公社経営の大きな足枷になっているのが、多額の有利子負債である。今後、これをどのように圧縮していくのが大きな喫緊の課題であります。

この有利子負債の圧縮は、現状公社においてでは対応不可能であり、国及び県に対しまして、強力に支援を求めていくことが重要でまた不可欠たるものです。

10. 2. 1 は、とはいえ、ということなんですけれども「毎期の収益から少しでも返済」していこうということで、公社の毎期の収益から返済していく、ということでございますけれども、現状の公社収益では、約定返済につきましては、既往の借入条件では元来から完全に無理であります。しかしながら、現在の5ヵ年計画に基づきまして、平成24年度には事業収支の黒字化を目指した経営改善に取り組んでおりますので、よりそれを経営改善に取り組んでいただきまして、収益を持って僅かながらでも有利子負債を圧縮していくことが必要であると思えます。

10. 2. 2 ですけども、「県からの支援」ということなんですけれども、高知県から公社に対しまして、県から無利子貸付や補助金等による資金援助を行い、有利子負債を圧縮していく方法です。

無利子貸付の手法ということでございますけれども、現在までに取られた手法と変わり

なく、県の債務を増やすことにつながり、公社経営を安易なものとする可能性が高いというところで、これは、あまりないのじゃないかと思います。

また、資金援助につきまして、透明性・公正性・公益性をどのように構築するかが課題であります。

33 ページです。

「一方、補助金による資金援助につきまして、県が損失補償をしている有利子負債への援助であり、負債全体の償還性に疑義があるなどの法的な問題もあり、十分な議論あるいは検討を要する」ということで、慎重な対応を行うということだと思います。

それから従来から挙がっております「三セク債」でございます。

10. 2. 3 は「三セク債」の話です。地方債、正式には「第三セクター等改革推進債」、以降「三セク債」と記載しておりますが、を活用いたしまして、高知県が資金調達を行い、公社の有利子負債を圧縮する方法でございます。

三セク債は経営悪化した第三セクターなどの処理を急ぐため、処理経費に充てる特例的な地方債であるということで、条件といいますか、基本的に三セク債は、

- ①公営企業の廃止
- ②土地開発公社の解散または業務の一部の廃止
- ③損失補償を行っている法人等の解散または事業の再生

これらに取り組む地方公共団体におきまして「当該取組が当該地方公共団体の将来の財政の健全な運営に資すると認められる場合に発行することができる。」とされております。

こういったことを見ますと、公社に対する三セク債は、上記の③に該当すると思われまます。その場合の発行額は地方公共団体が締結している損失補償に係わる契約に基づき負担する必要額が対象となります。

それで、「三セク債の発行条件」につきましては、六つありまして、

- ①議会の承認を経て総務大臣の承認が必要となります。
- ②発行する必要性が認められると、いうことで、具体的には

一つは対象企業の存続意義、

それから採算性、

それから3番目には事業手法を検討し、現状に至った経緯。また、経営責任の公開。

それから4番目が処理方法が最善であるということにつきまして、議会の理解、また住民の理解を得られるということがあると思います。

③番目は起債の償還期限は、原則10年以内(林業公社の場合は30年以内も認められる)ということになっております。

④番目は資金は、原則民間等資金、具体的には市場公募資金及び銀行等引受資金とされ、充当率は100%となっております。

⑤番目は、発行は平成25年度までに限られておりますので、急ぐ必要がある。

⑥番目が、民事再生等、裁判所を通じた処理が前提となります。いわゆる透明性の確保

ということが必要となります。

以上のようなことを行いますと、三セク債発行を行いまして公社の有利子負債を圧縮することができると思われます。

それから、10. 2. 4でございますけれども「債権放棄」についてでございます。県及び金融機関に公社に対する債権放棄の方法につきまして、書いてあります。

債権放棄の条件でございますけれども、以降、5つの条件が書いてございます。34ページに渡ります。

①が事業手法を検討し、現状に至った経緯。また経営責任の公開。

それから、②番目が現状では債務の返済が困難であることの客観的な証明。具体的には収益状況の説明。それから資産査定を行い、債務超過等が明らかであること。また、返済財源がないこと。それから協議会等の機関による第三者意見。

それから、③番目は、県並びに金融機関の理解。

それから、④番目が、債権放棄に係わる債務消滅益、というのが発生いたしますので、これは先ほど、ご意見がありましたので発表していただいております。債権放棄額と同額の債務消滅が発生するのではないかと私の方はそのように。

それから、⑤番目が住民の理解、ということでございます。

可能性を検討しましたが、債権放棄につきましては、かなり、以上の事柄がございますので、ハードルが高いと。特に県が損失補償を行っている金融機関につきましては、損失補償契約や与信審査の違法性等が明確にならない限り、その実現性はかなり困難であると判断されます。

その次が、10. 2. 5で、「繰上償還」ということです。金融機関の有利子負債の繰上償還を行い、利息負担額の軽減を行う方法でございます。スキームにつきましては、

まず第①に森林資産を改めて行った結果、一部の山林が不採算林と認定となった。

そのほかにつきまして、②金融機関に繰り上げ償還を申し出る。

③番が、承諾を得るということです。

④番目が不採算林に相当する融資額を繰上償還とする。

⑤番目に不採算林所有者との分収林契約を解除する、ということでございます。

乗り越えるべき課題は、

①が繰上償還（償還財源の確保）でございますが、県議会の承認を受けるということです。

②番目に金融機関の理解を得る。

③番目に不採算林所有者の理解を得る。それが必要になると思います。

次に、10. 2. 6ですけれども、「DESの利用」です。デットエクイティスワップ（Debt Equity Swap）ということでございますが、デット（債務）とエクイティ（株式）を（交換）スワップすることでございますが、この手法は、債務超過企業を再生させる手段として活用されております。

具体的には、過剰債務・財政破綻状態にある企業の債務を債権者が債権による現物出資を行い株式化すること、もしくは、債権者が金銭出資を行い株式で取得し、その出資で債務の弁済を受けることで、有利子負債を削減するということとございます。

35 ページはその「DES の条件」でございます。4 項目あります。同じようなことなんですけども、

①事業手法を検討し、現状に至った経緯。また、経営責任を公開する。

②番目が、現状では債務の返済が困難であることの客観的な証明が必要である。

前項と同じようなことなんですけど、収益状況の説明。資産査定を行い、債務超過等が明らかであること。また、返済する物がないということが条件になります。また、再生支援協議会等の機関による第三者意見が必要になります。

③番目は県・および金融機関の理解ということなんです。

それから、④番目が住民の理解ということなんです。

「DES の注意事項」といたしまして、債権放棄に係わる債務消滅益に対して一般的には課税対象となります。DES の実行によりまして、従来は、債権放棄額と同額の債務消滅益が発生する。従来は課税対象にならなかったんですけども、税務の見直しによりまして、課税対象に一般的にはなるということになりました。

「DES」の可能性でございますけども、一般的にはDES 手法を使いまして、将来リターンが期待される企業について適用されるということとございます。リターンが望み薄の公社に対しまして、DES を行う金融機関はおそらくないのではないかと思われます。こうした観点を考えますと、DES の可能性は、県以外は極めて低いと考えられます。

次に経営面でございます。

10. 3 ですけども、「理事長等の経営責任者の選出」ということで、公社の再生におきましては、長期的な視点を持って、また経営を行っていただくということで、長期的な視点を持った経営感覚を有する人材を配することが望まれると思います。

10. 3. 1 は、「就任期限のある公務員の排除」で、この経営からは除いております。別に私、公務員さんを敵にしているわけじゃなくて、こういう仕組みが、就任期間があるということが問題であろうと考えております。

上記の趣旨から原則 3 年、最長で 5 年という就任期間が限定される現職公務員を可能な限り排除する必要があると思います。

それから、10. 3. 2 は「民間から理事長等の経営責任者を選出する」ということで、採算性を重視されるなどの厳しい環境におきまして仕事をしている民間の方から、理事長等の経営責任者を選出し、公社経営に民間の考え方を導入する必要があると思います。

課題といたしましては、そういう人材が現実に存在するのかということなんです。承諾していただけるかということが問題ではあります。

それから、10. 3. 3 は「経営責任を明確にする」ということで、少なくとも 3 年といわずに 10 年を超えるスパンで経営を任せ、その間の経営責任を明らかにしていただく、と

いうこととございます。

それから 36 ページは、10. 4 で「理事会を活性化」していただくということで、理事の方には、多忙な市町村長が就任していただいておりますけども、すべての理事が出席した理事会も多くは書面出席ということになっておりますので、開催されていないということが問題ですし、結果として形式的に終わっていると思われる理事会を活性化する必要があると思います。

このため、理事が出席して公社経営を執行できる体制を整えるため、理事会の開催日時
の工夫とともに理事の選任等についても、形式的な選任を改めることも検討すべきでございます

それを受けまして、10. 4. 1 でございますが、「理事会の下部組織としての幹事会議を毎月開催する」ということで、要は、毎月理事会を開催できる環境を整える必要があるということです。しかしながら、市町村長等の多忙な理事が多数を占めている中では、月例の理事会開催は困難なことが十分予想されます。

その代案としまして、各理事が属している社員から各理事が推薦する者をもって、理事会の下部組織として幹事会等を設置し、その役割として、具体的には経営改善計画の進捗状況の把握と前月までの目標と実績値との解離状況の把握を行い、その内容を理事に報告し、理事の指示に従って経営に対する助言等を行うということで、毎月モニタリングをしていただくということとございます。

それから 10. 4. 2 は、「理事及び幹事の選出」です。上記を具体化するためには、経営に対する知識・経験等を有する有能な人物で、かつ、毎月会議に出席できる理事及び幹事を選出することが要件となります。

課題といたしましては、このような厳しい環境でございますので、公社理事及び幹事への就任を承諾していただける人材が、現実に存在するかどうかの問題はあります。

それからさらに具体化しますが、10. 4. 3 ですが、「モニタリング経営の実施」ということです。公社経営の進捗状況につきまして、モニタリングを行うと。それには KGI と KPI の設定が必要となります。

まず「KGI」なんですけど、Key Goal Indicator ということで、まだこの言葉は KPI につきましても、日本に輸入されたばかりで、まだちゃんとした、ぴったりくる訳は実際知らないのかなと思っています。一応「主要成果指標」と訳されておりますが、具体的には経営計画とか業務改革などにおきまして、達成すべき成果の目標を示す尺度、メジャーということとございます。

具体的には細部から申しますと、売上高とか利益率、そういうことにつきまして測定可能な数値で目標を定めた上で、達成度をモニタリング、評価していくということとございます。

次に「KPI」ですけども、Key Performance Indicator といって、これも「主要性能指標」と、日本でもまだ行われてないんですけども、何かと言いますと、経営計画や業務改革な

どの進展におきまして、その達成プロセスを評価するメジャーということになります。

例えば、年間売上高5億円達成がKGIだといいますと、KPIは新規取引開拓件数とか、一般的な話ですけども新商品開発件数、あるいは営業マン有効訪問件数などが挙げられます。

KPI設定後は、そのKPIをモニタリングする、これについて経営の進捗の方を見ていくということで、KGIもKPIも、極力数値で表されるものを選択することとなります。

何を言っているのかと言いますと、我々、車を運転する場合、スピードメーターとかナビゲーターとか見ております。何時までに行くには、あとどれくらいスピードを上げないといけないとか、あるいは燃料があるのかどうかとか、あるいは方向がちゃんと正しいのかどうか、逐一確認しながら行くと思いますけれども、経営もそういったメーターを付けようじゃないかというのがKGI、特にKPIでございます。

それから、10.4.4は「報酬の支出」ということで、理事さまには今以上の義務と責任が発生いたしますので、それに対しまして適正な報酬を支払う必要があります、理事が報酬に応じた経営改善の成果が求められるということでございます。

10.4.5は「公社経営をコントロールする」ということで、公社経営は理事長の責任と権限の下、任せますが、公社経営が出資者である高知県の意図しない方向に向かわないように、理事会がコントロールしていく必要があります。

それには、経営内容を理事会及び幹事会でチェックすることが必要であり、理事会及び幹事会に対して高知県担当部署の職員を就任させるなどの、強力なバックアップが必要となります。

10.4.6は「監査役の強化」ということで、監査役は、採算性を重視するため、今まで以上に経営に対して助言やチェックを行うことが必要となります。今まではチェックだけ行われていたと思いますが、助言につきましても同じようにやっていただくということでございます。

10.4.6.1で、更に細分化しています。「経費支出のチェック」という、これは当然ですけども、1つが支出額は適正か。2番が他に方法はないか。発注先、支払先、それから支払頻度、支払方法ですね。3番が、経費が適正なチェックを受けて支出されているかなんかもですね。

それから、先ほど申しました、次が10.4.6.2で「経営の助言」ということで、監査役は経費支出のチェックだけではなく、経営の助言も行っていくということです。

次に、10.4.6.3は「監査役を選出」ですけども、監査役は経理処理に明るくだけではなく、経営に対するアドバイスもできる人材が望ましい。また、監査役の責任は、近年ますます重いものになっており、形式的な選任は、厳に慎むこととする。

10.4.6.4は、「報酬の支出」でございますけれども、今まで以上に経営に対してチェック、責任がありますので、それに見合った報酬の支出が必要になると思います。

それから38ページ、10.5ですけど「事業手法の見直し」ということを書いてあります。

既往借入金の支払利息を除きました事業活動収支差額の、とりあえずは単年度黒字化の恒久化を目指すために、根本的な事業手法の見直しが必要となります。ということで具体的には以下となります。

10. 5. 1は「収益性が見込まれる物件に集中投資する」ことで、これ以上、収益性が悪くならないようにするために、採算林に集中投資を行う。でもって不採算林には資金を投下しない。このように明確に経営方針を明らかにすることが必要だと思います。

10. 5. 2は「外注先の選定方法の見直しを行う」ということで、公社事業の外注先として森林組合が挙げられていますが、より広く民間企業にもその門戸を開放し、その独占状態を打開し、そのことにより経営の効率化とコストダウンを図っていただきたい。

だから、10. 5. 3は「入札制度の導入を行う」ということで、林野庁からも平成 20 年 4 月 1 日付けで「造林関係事業における競争入札の推進について」という通知で、競争入札推進の指導を受けており、早急に入札制度を導入し、適正価格での外注先を選出・発注し、経営の効率化とコストダウンを図っていきたいと思います。

それから、10. 5. 4ですが、「民間企業との提携を行う」となっています。経営という視点を重視するならば、民間活力による SPC（特定目的社会）設立を含めました民間企業との業務提携を模索し、民間の経営及び事業ノウハウを利用、あるいは取得することで業務の効率化とコストダウンを図るということです。

10. 5. 5は「経営委託」ということで、県が導入している公募型プロポーザル方式による長期の経営委託等の手法も検討する必要があります。

これは、公募により森林施業に係る企画提案を募集し、その内容を公社が審査して最良の事業体を選定するという手法であり、5年以上の中長期にわたって森林管理を事業体に委託等することで、森林整備のコストダウンを図るとともに、これまで公社が行ってきた森林整備の事業実施に係る事務費のコストダウンが可能となり、公社の安定経営に寄与できるものと思われます。

10. 6 ですが、「人件費の圧縮」ということで、公社経営改善には、有利子負債の圧縮並びに事業費支出の圧縮とともに、支出の大きなウエイトを占める人件費の圧縮も必要となってくると思われます。

39 ページでございますが、まず 10. 6. 1として「賃金制度の見直し」ということでございます。中小企業・零細企業が多くを占める本県におきましては、安定した公務員給与に準ずる高い賃金水準は、民間企業並に見直しをする必要があると思います。根拠は長期収支見込の収益が見込まれない企業にも関わらず、このまま賃金上昇が続けば公社の経営はますます困難となり、最終的には県の負担として戻ってくることが想定されるためでございます。

次に、10. 6. 2でございますけども、「退職金制度の見直し」でございます。現状の収益状況では退職金を出せる状態になく、また退職積立金も十分ではありません。

現実に職員が退職された場合、その退職積立金の不足分は県からの借入金等で調達する

必要もありますが、このような方法で調達することは県民視点からして許されるはずもなく、退職金制度の見直しがどうしても必要となります。

それから、10. 6. 3ですけど、「人員の見直し」ということで、現在の人員でなければ公社経営が成り立たないのか、実態調査を行い、人員の見直しを行う必要があります。

10. 6. 4ですが、「業務内容の仕分」ということで、当公社の業務内容につきまして、公社独自で行わなければならない業務と、そうでない業務とに仕分けを行い、公社業務のスリム化を図るということです。

10. 6. 5は、「賞与の見直し」でございます。現状の長期収支見込の収益状況におきましては、民間でいきますと賞与は出るわけではないということです。賞与は利益配分とする見方が多いことと、その財源は利益が元になっているということでございます。当然、賞与の見直しは公社経営改善のためには不可欠なこととなると思います。

10. 6. 6でございますが、「派遣職員の見直し」ということで、県からの派遣職員の廃止や、派遣職員の給料等を県が負担するなど派遣職員の人件費の圧縮を図ることが必要であります。

それから、10. 7ですが、「分収造林契約の見直し」ということで、公社設立当初に想定していた木材価格の上昇が、結果的には見込み違いになってしまった状況がある一方で、人件費や搬出経費等が大幅に上昇した結果、投資経費を回収できなくなっていることから、土地所有者との契約の見直しも緊急の課題となります。

10. 7. 1でございますが、「分収林割合の見直し」ということで、契約というのは両者の合意のもとに締結されるものでありますから、分収林割合の変更は可能であると思われます。合意のできる土地所有者から、分収割合の見直しを行い、公社の収益を確保するように努力を行うと。

また、公益性の観点から不採算林に区分された分収林につきましては、分収割合の変更にも同意しない場合には法的な問題も含め、事業の休止等も検討することも必要になってくると思います。

それから、10. 7. 2でございますが、「契約解除の検討」ということで、不採算林は、土地所有者に公社の持ち分割合の立木を買い取ってもらうことや、主伐時点で収益が見込めない不採算林につきましては、法的に契約解除が可能であれば、公社は立木を放棄し土地を土地所有者に返すなどの契約解除を早期に行い、公社の負の資産を解消し、県民負担を軽減する対応も検討すべきであります。

それから、10. 7. 3でございますが、そういうことを踏まえまして、「土地所有者へ山林ランクのアナウンス」を行うということです。土地所有者へ長期収支見通しによるそれぞれの山林のランク区分を告知するというところでございます。このことにより、公社経営の実情を所有者に理解してもらい、契約変更手続きのスムーズ化を図っていききたいと思います。

10. 7. 4でございますけれども、「土地所有者の同意規定の廃止」ということで、新た

に締結しなおす契約書には、土地所有者の同意規定を廃止し事業実施のスムーズ化を図る。

それから、10. 8ですけれども、「収支構造の透明化」ということで、事業毎の収支状況、内容が分かるような資料を整理しまして、収支構造の透明化を図っていくということです。

それで、10. 9でございますけれども、「新会計基準に基づく実態開示」ということで、公認会計士や公社代表、都道府県代表等で構成される「林業公社会計基準策定委員会」におきまして、地方公共団体財政健全化法に基づく「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込み額の算定に関する基準」を基本に、林業の特殊性を加味した新しい会計基準を策定しておりました。この新会計基準に基づきまして、バランスシートの実態開示を行ってまいります。

この新会計基準を採用した場合、おそらく相当額の債務超過となることが予想されます。予想されますが、透明性・公平性を確保し、公社の実態を反映させることが、経営改善を効果的に行うことにつながり、新会計基準が策定されれば、この作業は不可欠であり、早急に取り組む必要があると思います。

それから、10. 10でございますけど、「事業費の圧縮」ということで、前項と重複する点がありますが、事業を見直し、冗費を削減することで、公社経営の改善を図っていくということでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

(根小田委員長)

はい、ありがとうございました。

一通り、いろんな改善策を、考え得るものを検討していただいて整理していただいたのですが、まず今のご報告、説明に対して、ご意見、ご質問等ございませんか。

先ほど、武田委員からお話かけのことがありましたけど。

(武田委員)

34 ページ、「消滅益」です。

今の公益法人の状態だと、これ公益法人に係る事業ですよ、なのでそれに対する課税の問題というのは、今の段階だと生じないと思われまして。

ただし、公益法人制度が動いてますから、この森林整備公社がこのままであればそうだろうけど、その後形態がどうなるかによって、それはちょっとまだ流動的な部分があるろうと。

こんなこと、おそらく私の個人的見解であって、一般的な見解だと思っております。

(根小田委員長)

はい、その他いかがでしょう。

前提条件としては、県の方の考えは公益法人に移行をするということでしょう。

(事務局)

今のところはやっぱり公益法人が25年の11月でございますんで、公益法人の移行に向けて検討してと。

(根小田委員長)

検討していると。

それをほんなら前提に考えねば。

(事務局)

そうですね、今のところ私どもがお話するのは、公益法人への移行ということで前提としてやりました。

(根小田委員長)

いかがでしょうか。

だからその場合に、例えば公益法人に移行するとした場合に、いったいその法人の組織経営体制、実施体制と人員というのはどういうものである必要があるのかということ、その点から検討せないかんわね。

今までと同じように、県の方から派遣するとか、何かそんな形ではいく、必ずしもそうならんわけですけどね。そこら辺の検討をする場合に、中長期的な問題です。これ存続させるということは25年までの話ではないので、かなり先ですよ。そうすると、公益法人に移行することを前提にして存続させて、解決策をやるという話になってくる。

(事務局)

今のところ公益法人については、林業公社につきまして東京都が1件、新公益法人に移行を認められました。ということで前例はできております。

基本的には、東京都の林業公社でございますが、農林と一緒にいるんですけども、その部分については公益法人に先般申請をして、認可をされたということは、お聞きをしていますが、他の所についてはまだ、今のところ手さぐり状態ということで、この会の中でもご説明をしましたけれども、基本的に一番大きいのは収支相償だと思っております。

分収林事業については、公益性があるということを考えてますし、それと、そういう人材もおられるというふうに思ってます。ただ、収支相償ということが新しくというか、かなり厳しく見られるのでございますんで、赤字であればなかなか移行はできないというような話を聞いておるところでございます。それのところが少し問題としては大きく、意識としては理解をしております。

(根小田委員長)

すると必ずしも移行しなかった場合はどうなりますか。

(事務局)

移行しなければ一般の普通の会社で、一般公益法人というか、普通の一般の団体なんですけど。

(根小田委員長)

一般の何。

(事務局)

公益法人になると税法上の優遇が、先ほど武田委員さんがおっしゃったようにいろんな税法上の優遇措置がございますんで、そういうのがなくなるということですね。

(根小田委員長)

いくつかいろんな問題点、経営改善策として提起されているお話について、ご質問、ご意見はございませんですか。

(武田委員)

これは、我々がどこに足を、足をというか、場所を置いてるのかということちょっと伺いたいですけど。

例えば、32 ページのところなんですけど、「県からの支援」とありますけど、例えばこれ、公社だけを考えれば県からの支援も無利子貸付というのは確かに無利子ですけども、だけど我々は公社だけではなく、この高知県のことを考えるかという問題がありまして、高知県自体としては明らかな、いわゆる機会原価というかオポチュニティコストが発生している事態で、年間で、概算でいったら2億円くらい、ざっと言って、2百億円に対しては2億円から3億円発生するという問題もありますし、それから後ろの方で、県の職員の給与は無償にする。これも全く県の方で給料を払ってるんだったら、我々の負担としては、変わらないという問題がありますので、どこに軸足を置いて考えていいのか妙にちょっと。

決めて、と言うと変なんですけども、決めていただきたいと思います。

(事務局)

基本的には、県といえども税金を使っていますので、県全体で無利子・有利子を使っている。

先ほどの武田委員の無利子貸付については、今の県の考え方としては、基本的には真水とか、というのは実際、確かに24年には収支を黒字にしますということですので、今の経過措置で24年までは若干赤字が出てますんで、これについては支援をしなければならない

ということを考えてます。

無利子貸付につきましては、ご存知のように実は270億円の負債を抱えておりますが、これは有利子負債では90億円くらいございます。これについては、先ほども森永先生の方に書いていただいている、県が損失補償をしているということがございまして、最終的に公社が破産をした場合については、損害が発生した段階で県がその損害額を被るという契約をしていますので、現実的には公社の270億円の負債については、ほとんど県が負担をするということで、先ほど言いましたように、無利子貸付をすることによって有利子負債をできるだけ減らしていこう、ということは県民負担の軽減になるだろうというようなことを考えております。

それと、「公務員について」は示しましたが、今、担当所管の方でいろいろ、ご存知か分かりませんが、兵庫県神戸の方で最高裁の判決が出たとか、いろいろ裁判所の司法判断が出てるところでございまして、いろいろ、そういうところを含めて検討をしていただいています。

結果的には、今もう県の職員が行った所については公社が最終的に負担をする、貸付金という形でやっていますし、もし県の方が負担ができるということになると、結局は県が負担せざるを得ない。

しかし、公社の負債、無利子貸付をして返ってこないということになると、実質的には県が貸し付けておる、出していると同じなんです。もうその辺については、県民の視線でという理解はしております。

(根小田委員長)

はい、その他は、特にございませんですか。

今日、報告していただいたいろんな経営改善策だとか、何かについては、今日すべて「はい、これで」ということではありませんので、これからも少し時間をかけて引き続き検討していくということになると思いますが、今のところ、今日のところでご意見がなければ、事務局の方では引き続き、委員の方から次期に意見を伺いたいということですので。

各委員の方も再度、持ち帰って検討していただいて、ご意見の率直なところを事務局の方が問い合わせるようですので、それに対応する形で書いていただきまして、その上でまた大変ご苦労さまでございますけれども、森永委員、橋本委員の方と、事務局の方で協議をしていただいた上でまとめていただくか、方向を考えたいと思っておりますが、特に今日ご意見がなければ、そういうことでよろしいですか。

はい、どうぞ。

(金子委員)

先ほどもお話がありましたが、県からの支援というところで、先ほどは無利子貸付の話が出ましたけれども、補助金等についての資金援助ということも、赤も出ております。それ

で、今年度には債務超過に陥ることが見込まれるということで、その点、補助金による支援ということも考慮されるのかなあとということでございますが、その代わりに、補助金の交付が適当かどうかというところが問題になるんじゃないかと思っております。

と言いますのは、先ほども話が出ましたけども、県が損失補償をしている関係で、公社の債務超過は回り回ると県の負債になっているような形になっておりまして、その件をそのまま補助金で埋めていくというところは、ちょっと補助金の支出の適合性ということで、本当に公益性があるのかどうかというところを十分考えて判断、対応する必要があるんじゃないかと思っております。

それで、本当に公益性がちゃんとそこを、公社の債務超過を埋めていくというところで、公益性があるということかどうかというところで、ちょっとそこは厳しい部分があるんじゃないかなというふうに考えております。

(橋本特別委員)

すみません、たまに来て勝手なことを申し上げますけど、このあと一言も喋らないで帰ることになりそうなので、一言発言させていただきたいと思えます。

先ほどから、武田委員からいろいろご指摘がありますが、私もその通りだと思ってお聞きしておりました。

それで、一番最後の自分たちがどっちの立場で、誰の立場でやるんだというところが、やっぱりはっきりしなきゃいかんと思うんですが、これは、実は最初から非常に、私自身が困ったなと思いながらここに参加させていただいております。

それで、この委員会は誰が設置したかと言うと、県が設置しているんで、そういう意味では、県の方から検討しろと言われて検討するというのが我々の立場だと思いますんで、当然、県として実行できる案を出さなければ意味がないんだろうと思っておりますが、それだけに偏ったら、何かある意味ではここで簡単な話になっちゃって、「できなきゃ止めちゃおう」みたいな話になっちゃおしまいという感じなんだけど。多分、そうは言ってもそうはいかないんだろうと思っております。

私もちゃんと頭の整理できていないんですが、まずは、公社として自分はこれだけ、公社には、逆に言って我々の立場で公社にここまでやれと、それ以外は、県の支援がなかったらできないだろうというのを、先ほど金子先生から、「補助金はちょっと法律上問題があるんじゃないか」ということがありましたけれども、法律上問題があるかどうかというのはちょっと置いて、公社としては法律上問題があろうが、なかろうが、これだけ県から支援をしてもらわなかったら存続できないんだと。あるいは、公益法人になれないんだというものをとりあえず、まず第一段階作って。

それで、じゃあそこに挙げた県からの支援というものが、今度は県の立場として、さっき金子先生がおっしゃったようなことが重点になると思うんですが、まず法律論としてできるのかという話と、それから、県民の納得という観点からできるのか、というふうに見

ていって、それで両方併せてその案が実行可能なのか、実行不可能なのか、どこをどう直せばいいのか、というふうな形で整理するのかなと、ちょっとそう思ったりしているという事です。

どうも始めから中立という立場にしちゃうと議論がはっきりしないので、まず公社の立場で考えて、その次に、そんなことを言われたって県としてはこうだ、あるいは、県民としてはこうだという形で、できないものならできないという話になって、それでその結果、丁度いいところが残るのかなというような感じがちょっとしております。

余計なことを申し上げましたけれども、一言。

(高村委員)

先ほどの森永さんの提案は、非常にいい提案だと思います。

それで中身を見てみると、経営体制をちゃんとしましょうということと、それから契約面で、現状に合わない契約があるんで、それは直せるところも直しましょうということと、もう1つは、無駄な経費をできるだけ省略、節約していきましょうというふうなことじゃないかと思うんですけど。

その中で、できるかどうかお伺いしたいんですが、まず契約面で、分収割合は見直すというふうなことなんかは、できるもんなんですか。それとも実際には難しいのか、そこら辺をお伺いしたいんですけど。

(事務局)

基本的には、全国で公社改革を進めておられます。分収割合について変更を、実際の作業が進んでいる所がございます。基本的には民・民との契約でございますので、相手方の了解がもらえれば、今、大体6対4になってます、変えていけるということです。

当時は、やっぱり我々の方は林野庁の方からは、この6対4というのは当初、1回目の委員会の方でお示しをしましたが、国の方の通達で6対4ということでございまして。ここ3年くらいを境に、公社改革をするためには、林野庁としては8対2くらいでないといけないだろうというような、お話もいただいております。

実際的には、契約変更をしていけば可能ですし、実際に他の公社についてはそういう作業を進めているという所もございます。

(高村委員)

そういう、個々に契約変更をしていくと、かなりその契約変更のための手間というのはすごく大変だと思うんですね。

あと、実際にお伺いした分収の中では、分収林の中に道をつけるとか、それから、どこを施業をするとか、そういうふうな話になったその度に、持ち主さんといろいろお話をしていけないといけないと。そういう手間っていうのは結構大変だと思うんですけど、そこ

ら辺をもっと省略できる手順はないか。

それから、分収割合も6対4は都合が悪くなったから、一律8対2で進めていくというふうなことじゃなくて、Aランクの山だと6対4のままでもいいんじゃないかと。そういう何か場合、場合によって決めていくということだと、今、世の中で進んでいる提案型施業みたいな形で、その山の価値を評価して、それでどれくらい山主さんにお返しできるかというのをその都度提示していくという、普通の森林組合さんがやられているようなやり方になろうかと思うんですが、そういうやり方に変更というのはどうなんですかね。

(事務局)

強制的にできるかどうかと言えば、法律の専門家がおられるから、そこのところからの意見を聞かせていただいて、また、ということで、基本的にはなかなか厳しいと思いますし、何十年も前の契約で、当時やっぱり、山もいい時代がございましたので、契約について今からいうとかなり厳しい条項が入っています。そこを解消しなければならないと。なかなか、ほかの県も悩んでいるように、一方的にするという法案も今のところないですし、地道にやってるよ、というところでございます。

ただ、先ほどのように、それなりの経費を考えるのか、それとも法的に一定の問題はあるんだけど、そういうやり方がある、ということであれば、少し検討していかないといかないのかなというふうに思っております。

基本的には民・民の契約ですんで、ご理解をいただいて変更をするというのがオーソドックスなスタンスだと思います。

(臼井林業振興・環境部長)

すみません、少しお話をさせていただきたいんですが。

先ほど言いましたあれは、民・民契約でしたら、両方が了承するとできるんですけども、実質的には膨大な事務がかかります。

それと一番問題は、了承した人だけが例えば8対2になって、了承しなければ6対4で残ってしまう。これはやはり公平性の問題があって、やるのであれば全部というようになって8対2にするとかしないと。できたところだけからやっていくというのは、なかなか行政としては非常にやりにくい。公社といえども公益性を持った団体ですので、そういった問題がございますので、それがネックとなります。同意をもらえるところからもらって、やるのであれば、ある程度推進ができると思いますけども、その辺も含めて検討をしないかということなんです。

(高村委員)

土地の買収みたいな、強制執行みたいなものはないですよ。

(事務局)

民・民の契約ですからね。

(金子委員)

すみません、一応弁護士ということなので、法的な話ということをしていただきたいんですが。

基本的には、先ほども出ましたけども、民間契約等をどうしたらよいかということを考えますので、同意をもらって分収割合を変えたり、同意をせずに事業を実施したりと、そういう規定を個々に直していくということになってしまうんじゃないかと思います。

ただ、先ほども出ましたけども、契約したのがもうずっと何十年前前でということで、その当時の契約の拘束力について、ちょっと事情が変わってるんじゃないかというような考え方をすれば、一般的にというか、民法の教科書なんか載ってるんですけども、「事情変更」の項というのがありまして。そういう場合は、大きく契約当時と事情が変わったような場合には、もうその契約には拘束されないという場合もあるんだというような考え方もございますので、この場合にそれが使えるんだというふうに考えて、そういう主張をしていくかどうかというところも検討の一つにはなるのかなとは思いますが。

なかなか実際に、それが適用されるかどうかとかっていうのは、最終的には司法判断ということになりますので、それが直ちにこの場合適用されるかというのは、難しい問題だと思います。

(根小田委員長)

はい、その他にございませんか。

この委員会はそもそもが、県の行政改革検討委員会の下委員会として、行政改革の中には公社にいろんな問題が、これの改革をやらないかんという一項があって、その中でも特に緊急を要する部門として、森林整備公社があると。これは具体的にちょっと、専門家も入れて検討しなきゃならないということで設置されたわけですね。その場合は特に、僕の理解では、ともかく、もうこれ以上負債を増やすわけにはいかんという、基本的に存続させるか、させないか、そういう問題を検討しながら、当面の早急にやるべき措置も含めて、検討してもらわないかん、というような主旨であったと思うんですよ。

今日の、森永委員、橋本委員が検討していただいた経営改善策については、今後具体的に、どういうものとどういものが公社として、公益法人として移行するつもりである公社として、どういうものが具体的に可能なのか、ということの検討を深めていきたいと思うんですけれども。

ただできるだけ、できる限りもう早急に、放置せず取るべき措置もあるわけで。負債を圧縮するというか、借金をもう、有利子負債の繰り上げといいますか、圧縮するという問題。それからもう1つは、これも早い時期に表面化する債務超過の問題にどう対応する

かと。この2つの問題については、言ってみれば待ったなしの面がありますので、その点をちょっと先に。今日は、残りの時間で少し皆さんのご意見を伺わなければな、というふうに思っております。

そこで今日、この最後のページは事務局ですか、森永委員ですね。

最後のページ、41 ページのところ「速やかに対応すべき公社の改善策」という部分で、3点書いていただいているんですが、特に第1点が、早いうちにやった方がいいという、どういう措置が可能なのかということ、早急に検討してやった方がいいと思います。

第1と、それからまたそれと関連して債務超過の問題、どうするかと、その辺のところを少し、もしお考えがあれば説明をしていただければと思います。

(森永委員)

41 ページに少し書きましたが、早急に改善すべき対策といたしまして、有利子負債の繰上償還ということを書いております。

何でやるかと言うと、支払利息の軽減がありますけども、その課題につままして乗り越えるべきハードルが、財源確保ということですね。それと、議会での承認が必要であるということ。それから、金融機関の承認が必要であるという、3つ課題がありますけども、これを何とかして越えていただきたいと思います。

そのためには、視点といたしましては支払利息の軽減なんですけど、これは、つながるところは県民負担の軽減ということになりますので、次回の委員会に議事提案いたしまして、早く繰上償還ができるような準備を進めていただくこと、それを思います。

(根小田委員長)

この件に関連しては、もう専門家のかたがおられますので。橋本勇特別委員、金子委員、法律家のかた、それから武田委員、橋本誠委員、会計の専門家がおられますので、少し、どういう方法があり得て、どういう法的な問題があろうかということについて、何かご意見をお持ちでしたらお願いしたいなと思います。

いかがでしょう、どなたか。

(橋本勇特別委員)

名前が出ましたので。

繰上償還というのは、多分、県が財源を調達をして、その県が調達した財源を利用して今の公庫に対して返済しちゃおうと。

民間もの金融機関もあるんですけど、公庫だけでしたっけ。

(事務局)

民間もございます。

(橋本勇特別委員)

民間もある。

とにかく、いわゆる公庫も含めて、金融機関から借りてるものを返しちゃおうということですね。ですから多分、県も現金ですぐ払えるお金があれば利子がかかりませんが、多分、県もどこかから財源を調達、税金で直に右から左じゃなくって、税金以外の財源を調達するんだと思うんですね。そうすると県も当然調達のコストがかかると思うんですね。

そうすると、ゆえに公庫としては借り換え、金利だけに関していえば借り換えなんですよ。現在の公庫が借りている金利よりも、低い金利で県が調達できるというのがまず第一の条件で、それがなかったら、いわゆる金利軽減的効果は発生しない。もし、県が代わってやるということだけで金利効果が発生するのであれば、それだけで効果あるわけですね。

例えば今、民間金融機関から2%で借りていると。それを県が中に入って強制的に借り換えちゃうことによって、県は1%で調達できるということであれば、その1%は当然効果が生ずるわけです。ただ、これがすぐになるのかどうかはちょっと私、具体的にそうなるかどうかは分かりませんが、まずそういうことですね。

それからもう1つは、県がその調達したお金をどういう方法で公社に渡すのかっていうのは、これは結構面倒くさいわけでありまして。先ほどのいろんな、県が貸付をするとか、県が補助金を出すとかっていう案がありました。これについて、金子委員からも「うーん」という感じのお話もありましたけれども、その辺のところで、県が公社にお金をまず貸し付けるっていうのを考えると、貸し付けるということは当然返してもらうという前提なわけです。返してもらう当てがなくて貸し付けたら、これは刑法の「背任」に当然なるわけです。

これは一つ変な、変だというか面白い判例がありまして。やっぱり県の外郭団体が赤字で、県は補助金を出してその赤字を補填しますと。ただし、議会は今開かれてませんと。今この時期でいうと、9月だったらちょっと時期的に無理でしょうから、例えば来年の3月の当初予算、あるいは補正予算で補助金を組みますから、それぐらいの間をつなぎで、銀行で貸してくださいということを言った県がありまして。銀行の方は、県がそういうことであれば、あとで補助金が返ってくるわけだから、ということで貸しました。

ところが、3月議会の間近になってくるにしたがって、県が補助金を出すというのが「良い」「悪い」という議論が、議会等を含めて猛烈に沸きあがってきて、知事は「うーん、こういう状況だったらそんなに簡単に出せんぞ、再検討せえ」というような話が出てきて、それで、これはちょっと出せないなという雰囲気は県庁の中に出てきたと。で、県庁の方から金融機関に対して「どうもああいう約束をしたんだけど出すのは難しい」という話をしている、そのまま3月議会へかかっちゃって、議案としては当然出てこない。

ところがそこにもう一つ、追加融資をしないとその三セクが潰れちゃうということで、銀行の方は、とにかく県に補助金を出すという交渉はこれからもするというので、その後の運転資金を追加融資したわけです。

で、追加融資をして、この2つの融資が、これ銀行が訴えられる、銀行の取締役が訴えられた事件があって。最初の融資は県が補助金で返ってくるという事実上の保証があったんだから、経営判断して貸すという判断はあっただろうと。

ところが、2番目の追加の融資は、県の方で当初約束をした補助金も難しいということで、当初約束をした時期の議会には提案されていない。そういう状況で追加で融資したのは、これは背任であると、取締役が悪いんだと、そういう判決が今年になってから最高裁で出ております。

ということは、返してもらえないお金を貸すということは、刑法でいうと背任になる。それで、商法で取締役のお金の回収注意義務違反とかいう話で、会社に対し責任を負う。これは会社であろうが自治体であろうが、法律の構成は同じになるということです。従って、返ってくるという当てもないお金を出すことは、即それだけで違法になるという問題があります。

そうすると、今の、先ほどからいろいろご説明があったような状況の公社に貸し付けるということができるのかという、これ非常に難しいんだらうなという気がいたします。

じゃあ今度は補助金、返ってこないんだったら補助金だということになるわけです。補助金だということになりますと、補助金というのは、「公益上必要があるときは補助をすることができる」というのが法律の規定なわけです。するとこれは、法律では補助金が公益上の必要があるかどうかという判断になってくる。これは、法律には「公益」という言葉しかないんですね。じゃあ公益とは中身は何だというと、法律には何も書いてない。で、その中身をめぐってはいろんな訴訟があって、行政の判断、あるいは議会も含めた判断と、司法判断が食い違うというのはまああるわけです。

公益性の判断で、一番大事なものは何かと私が思っているということなんですが、それが住民にどういうメリットをもたらすのか、補助金を出すことによって住民が、県民が、どういう利益を得るのかというのがまず第一だと思っています。

県民が得る利益というのは、これを総して言えば、まず、これを出すことによって山林が維持される。要するに森林資源が維持・保存されると。これが県民にとってもプラスだということが、これはものすごく具体的にやらなきゃいかんかもしれないですね。CO²の問題だとか、水源の問題だとか、あるいは県材の問題だとか、いろんな面で県民にとってどういうプラスがあるんだって具体的に説明しなければいけない。

それからもう一つ。そうすることによって、さっきもありますが、今、これって有利子負債は県が全部損失補償をしているわけです。ですから、返せなかったら全額県がかぶるわけです。どっちも県がかぶると。

その時に、ずるずる続けていって金利が付いてきた状態でかぶるのがいいのか、今ここ

で打ち切っちゃって、少なくとも新規の金利は発生しませんと、従って県民負担の増加を防ぐんだと。これが、県の財政の健全化ということを通して、これからの県の行政の健全な財政運営ができる、ということを通じて、県民にとってプラスになるんだというようなことを、具体的に説明できるかどうかということで、公益性というのがあるかどうかで判断になるんだと思います。

これも一つ事例ということでお聞きいただきたいんですが、皆さんご承知だと思いますが、宮崎県で「シーガイア」というリゾート施設があります。これが破綻しました。破綻しましたところもかなり前なんですけど、それで最終的には民事再生で、今、民事再生で事業譲渡を受けた外資系の会社がやっているわけですね。

これも、たとえ話として聞いていただきたいんですが、年末にもう資金繰りが続かない、このままだったら資金繰りが続かないんで、金融機関は融資を止めて回収に入るという話がありました。これ、金額は確か60億円くらいだったんだと思います、民間からのシーガイアが借りている有利子負債が。

ところが、非常に大きな施設なもんですから、これが潰れるということは、あそこの付属施設で、非常に有名な大会をやってるゴルフ場なんかもあるわけですね。するとゴルフ場も全部潰れちゃう。それから当然、そこへ目当てに来るお客さんもいるということで、いわゆる観光に対して非常に、観光立県を唱えてる宮崎県にとって非常に困った事態になると。

これは何としても潰しちゃならんという話で、じゃあ倒産を何とか免れる方法はないかということで、今のこの公社よりもっとひどい常態なわけで、それで「何とかせえ」という話が知事からあって、いろいろ考えて、やっぱりとりあえずつなぎ資金を何とかせないかんと。それで、つなぎ資金を融資しよう。通常、ちょっと頭に浮かぶわけです。運転資金が足らなくなったら金を貸そうというのは、当然頭に浮かぶわけです。

そこで出てきたのが先ほどの、返してもらう当てがあるのかという話になってくるわけです。それで、これを県の顧問弁護士の所へ相談に行ったら、「返してくれる当てがないんだろう、返してもらう当てがないのを貸したらそれは背任だぞ。できるはずないじゃないか。」と、怒られたと言ってましたけれども。

それより出すんだったらもう補助金しかない。ただ、三セクといってもこの森林公社と違って、シーガイアの場合は県の出資比率でいったら数パーセント。県のお金が入ってるから三セクといっちはいるものの、数パーセントしか入ってないというような状況なんだけれども、これが「県にとって非常に大きな産業の中核になっている」ということで、「とにかく何とかせえ」と言って、「出すんだったら補助金しかありません」と。

ただし、補助金の場合は先ほどから言ったように、公益性の話があって、そこを潰さないために補助金を出す。補助金を出したら絶対に潰れないという保証があるかといったら、それは当然ないわけです。とりあえず金が足りないから出すんだという話になるんだけれども。

それで結論を言うと、どうなったかと言うと、とにかく弁護士が貸付はだめだ、と言うんだったら貸付はやらないと。あと補助金しかない、補助金を出すと。ただし、補助金を出した時に補助金の支出が違法だと言われないう保証は全くありませんと。これは裁判をやってみなければ分かりません。負けるかもしれませんと。負けた時は、それは知事が個人で責任を負ってもらうしかないと。

何かだいはっきりと、そういう説明を知事にしたようですが、その時の知事さんは「しょうがない、とにかくこれは俺が責任を持つ、だから補助金を出す」ということを決断されて、補助金を出すことになる。

まあ補助金の出し方についてはいろいろ、そうはいってもなるべく責任が及ばないようというところで、今いろいろ、「How-to」(ハウツー)、どのようにしていったら、いろいろ考えたんだけど、とにかく補助金を出すという形で、結論を言うと60億円。県はハウツーだと言いながらいろいろ言いましたけれども。

そのシーガイアを救うために補助金だと、ストレートにはとにかくしたくないということで、県の観光産業を振興するための基金をつくるということで、120億円の基金をつくれた。県が60億円出す、残りの60億円は市町村と民間から集めるということで、基金をつくるんだということで県の外に、観光協会だかなんだか、忘れちゃいましたけれども、観光振興基金というものを設けると。それで、その基金がシーガイアにお金を。

これは結局、貸付じゃなくて、助成するという形で出したんですけれども。これ、そういう格好をつくったんだけど、なかなか計算通りにはうまくいかないわけです。120億円の基金をつくると言ったけれども、基金ができたのは多分70億円足らずで、そのうちの60億円は県からの出資というか、県からの出捐(しゅつえん)です。

それで、シーガイアはとりあえず12月の運転資金ということで、その基金から5億円お金を出したと。とにかくそれは、運転は回ったと。

ところが、そんな金融機関の動き、民間の金融機関で、これ、県の指定金融機関でもあるんですが、金融機関は県がそこまでする、現金を60億円、現ナマを積み重ねたわけですね。「出すぞ」と言って積み重ねたわけですね。それを横目で見ると金融機関が、それでも回収するかと。どうしても回収というか、その60億円が全部シーガイアに行って、銀行に行っちゃうんだけど。そこで、まだその当時は金融機関もある程度余裕があったのか、県がそこまでやるんならば、回収はストップする、ということで、新たな回収がなかった。

だから、基金は70億円近くあって、そのうちの5億円はシーガイアへ行って、それは実際に回ってるんだけど、65億円くらいは基金で積み放しで、そのあと金融機関が回収しないもんですから、ホテルですから日銭は動いているわけですね。

それで、毎日の回転は、公社と同じかもしれませんが、有利子の償還さえしなければ、借金を返しさえしなければ回るという状態なんで、金融機関が、県がそこまで現ナマを積んで見せたんだから止めたと、回収はとりあえず待ちますということになったんで、それで運転が回ったと。

運転が回っている間に、そうは言ってもこれは如何ともしがたいんで、どうするこうするという議論で、結果的には会社更生しかないだろうということで、会社更生の申し立てがされて、開始決定があつて、最終的にはさっきお話しましたように外資に譲渡してしまいます。

会社更生というのは、その中で債権カットが出てくるわけですね。ですから県が60億円出して、総計70億円基金を使ったんだけど、そこから実際にお金を使ったのは5億だけです。あと、基金は手つかずで残ってます。その間、そのほかの細かいシーガイアに関係ない方の観光資金には使ってますけども。

結局60億円積んで5億円使って、あとはそのまま会社更生まで手続きを引っぱって、会社更生は全部終わっちゃったもんだから、県のお金は出さなくて済んだ。

その後、訴訟になりまして、少なくとも県は60億円基金にお金を出しているわけですから、この基金の収支が違法だという訴訟になって、すったもんだやっただんですが、最終的にはどうしたかという、基金に残っている県が出したお金、簡単に言うと55億円残っているわけですから、これは県に返しますということで、変な和解、和解といえば和解なんです、基金に出した55億円を県に戻せば訴訟を取り下げますよという話が住民と成立して、結果的にはそれで終わったというようなこともあります。

後で、私は知事さんに言ったんですけど「これは気合勝ちですな」と。そこまで、何か言ってもしょうがないと、俺が責任を取るんだからやれという、その迫力の問題でこれで終わったんじゃないんでしょうかと。

裁判自体は、地裁では公益性ありという判断をしてもらいました。それで高裁へ行って、高裁の裁判官がなんかぐじゃぐじゃ言ってる間に、和解の話が出てきて、さっきの形で終わったというようなことがあります。

従って、いずれにしても大事な話なんです、これが非常に難しい。それで財源の話になりますと、先ほども一番に話がありましたが、多分、県に今、余裕資金が、そんなにお金があるわけじゃないでしょうから、何百億円の一般財源が、使えるお金があると思えないんで借金する。

それで、いわゆる三セク債というのがあるんですが、三セク債の制度をつくる時に一番考えたのは、起債の制度自体をつくることは非常に簡単、別に国が借金をするわけじゃないんだから、借金していいよ、というだけの話ですからね。それは非常に簡単なんですけど、国がいいよと言ってお金を借りて、そのお金を使ったら、使い道が違法だと言われたんじゃない、これは国も立つ瀬がない。

わざわざ法律をつくって、県は借金をしていいよと言っておいて、県はその借金をしました。当然目的があつて借金するわけだから、それで目的に使って違法だと言われたら、それこそ初めの制度自体は何だという話になる。これは困ると。いかにその使い道について違法だと言われないようにするかということで、実はあの法律をつくって一番苦労したのはそこです。

それで、三セク債を発行するための手続きはこういうふうにありますよと、議会の決済があるだとか、大臣の許可があるだとか、それから、何とか計画書を出してとか、何かいっぱい書いてあるわけです。あれは、その後の公益性の判断になった時に、これだけ検討して、これだけみんなが「うん」と言って、これだけの資料があつて、これをやれば、県の財政の健全化に役に立つということをはっきりした上でやったんだから、これは公益性があるんでしょと。起債の時に使った資料をそのまま裁判所に出しちゃえばいいよ、ということで起債の条件を決めたんです。

だから、その機に透明性という話が出てきて、例えば、ちゃんと破産してくださいとか、民事再生をやってくださいとか、会社更生をやってくださいというのは、そういう話なんです。

ところが森林公社については、そんな破産だとか民事再生だとか会社更生たって、それはちょっときついなとねということで、それ以外の方法もというのが、法律、省令の方で抜け道といいますか、もうちょっとゆるいことでもいいから、ただし、透明性を確保してやってくださいよと。

全部これ、裁判所に対する言い訳です。訴えられた時に「これだけやったんだ、まだ文句あるんですか」ということを言うために全部やっていく。だから逆に言うとその中で、我々ここに集まっている皆さんも含めて、議会も含めて、これならば出しても仕方ないねという環境をつくってくださいということになってるということでもあります。

ちょっと長くなりました。

(根小田委員長)

他の委員のかた、何かございますか。

今の先生のご意見だと、財源について、県の貸付も補助金も両方とも問題だとなるんじゃないですか。

(事務局)

実は今、県の方が考えておられますのは繰上償還をして、先ほど言いました有利子負債を減らしたいなど、最終的には橋本先生がおっしゃったように、三セク債という、大きな話についてはそこに行きつくのかなと思ってはいるんですけど。

実は昨年度、うちの部長が検討委員会というか、国との協議の中で、初めて国と地方が検討会をやられて、その中で特別交付税ということを経済省が、拡充していただきまして、結果的には高知県の方は、今まで賛助金という補助金でやっていたんですが、その分を貸付金にすることによって特別交付税の算定が増えたということで、この財源を基に、県の方が公社に対して有利子負債を返済をして、金利軽減を図るといふ道がないのかなというふうには実は思っていました、その時に、言われたように、今まで県の方は有利子負債についても損失補償をしてまして、結果的には県がみるんだということで、損失補償の元金じゃ

ないですけど、毎年4億円くらい元金を償還をしまして、2億円くらいは利息だったんです。

(根小田委員長)

利息が2億円、4億円が元金。

(事務局)

ええ、今まで4億円くらいが、元金償還、約定償還がございまして、2億円くらい利息が出てまして。

(根小田委員長)

利息の方は補助金で。

(事務局)

利息については去年議会にお願いをしまして、利子補給という補助金という制度でさせていただきます。

(根小田委員長)

それで、元金の方は。

(事務局)

元金については、県の方の無利子貸付をしています。

(根小田委員長)

それ、特別交付税の。

(事務局)

いいえ、それは約定でございますので、公社は今、そういう財源がございませんので、公社が返さなければ破綻をしてしまいます。一括償還を求められるという契約になってますので、その度、その度に約定の元金償還については、県が貸付金をしてますし、利息については、高知県、これ全国で初めてなんですけど、全額利子補給をしているということでございます。

先ほど言いましたように、特別交付税で約3億円弱の交付税が増えるということで、この財源をもって、有利子負債の繰上償還、約定じゃないですけども早めに返せる仕組みがございまして。

その時に、同じように国との協議の中で任意繰上というのが現実的にはあるんですけど、

それは、債務者がいつでも返せるよという制度なんですけども、公庫資金の場合はご存じのように財政投融资資金を使っています、結局は期限、50年なら50年間の利息については確定をしていると。それを破ると違約金というか、補償金を払わなければならない。ペナルティーがあるというシステムでございますので、任意繰上は受け付けません。

それで今回、総務省さんと林野庁の協力を得て、義務的な繰り上げの拡大解釈の中で繰上償還を認めましょうということで、先ほど言いましたように、不採算林の、当然不採算林になった場合については、この今、検討委員会の中で議論をしていただいて、そのまま公社に残るということになると、一定、契約解除をするなりということで。

要は制度融資なんで、制度融資の条件から外していただければ、繰上償還を認めましょうというような話がございまして、その中でできるだけ早く利息だけでも軽減をすればなということで。

例えば、無利子貸付を今までと同じようにするというのもございますし、先ほどおっしゃったように補助金ということもございまして、その辺のことについてここまで来るとなかなか厳しいのかなということで、できればご意見をいただければなというふうに思ったところでございます。

(根小田委員長)

不採算林、ここで先ほど森永委員の41ページの最初の1番目、「不採算林に係る有利子負債の繰上償還」、これの財源としてどれぐらいなんでしょうか。

(事務局)

不採算林というのは、冒頭でお話したように資産査定はできてなかったですけど、今のところ当時やった29億円というのが長期収支で公社が出してる数字でございます。この中の先ほど言いましたように財源としては、2～3億円くらい特別交付税で県の方に返ってくるということでございますので、新たに調達しなくても国の方から特交措置を受けれる。

この財源をもって有利子負債を返せると、それが約2～3億円、3億弱くらいあるだろうという計算をしますんで、なおこれを返済財源に充てたいということで、すべてじゃないので、県の方も調達をする能力がないもので、国の方から特別交付税で戻ってくる。

措置をされる財源をもって、それを右から左へ流せばいいのかなというふうに、財源としてはそういう形を考えています。

先ほど言いましたように、補助金でやると公社の方は債務がなくなってしまうので、要は返さなくてもいいということになるんだろうなと思いますし、貸付金にしても本当に返せるかどうかという、要はおっしゃっていったように背任ということでございまして、実は私どもも高知県で有名な「モード・アバンセ」とかいう事件を担当した経緯がございます。なかなか厳しいところなんですけども、損失補償をしているということであれば、結果的には県の債務だろうということで、今までの無利子貸付はそのところで理

論攻勢をしたということ、その辺がいかげんものか、せっかくこういう機会がございますので、委員さんのご意見をいただければなと思った次第でございます。

(根小田委員長)

事務局の説明がありましたけど、いかがですか。

橋本先生、先ほどの話で、その返済、返してもらおう当てのないところへ貸し付けたから背任だと、無利子貸付でも背任だと、そういうふうに住民から訴えられた場合には最終的には司法が判断ですか。

(橋本特別委員)

先ほど、一つ言い忘れたんですが、公社へ出すお金についてはさっき言った話「今、損失補償をしているんで」というお話がありました。

損失補償をしているんで、金融機関に突き返す手はないのかというのがもう一つあるんですね。損失補償をしているんだから、県の借金と同じだから公社をという話もあるんだけども、損失補償をしているんだから、ものすごく、これはちょっと相手方とも公庫ともうまく調子を合わせないといけないんだけども、公庫から公社に対してもある意味では話し合いの上で約定償還を止める、一時止める。そうすると当然約定には「償還が一度でも止まったならば一括償還を求めることができる」という約定が入ってるはず、これ普通は入ってます。

一括償還を要求させる、一括償還しろという要求を受けて損失補償をしている県が払っちゃう、損失補償をしている県が銀行に対して、銀行が公社に対して一括償還をしろという要求を出させて、それを受ける形で、そういうことを言うんだったら自分は損失補償をしているんで、全額払っちゃうという形で、あくまで損失補償の履行という理屈がくっつくような格好でお金を出すという方向が一番いいのかなと思ったりしてまして。

一つこれはそういうことをやったんですけど、ただ、これは今、住民訴訟でやってるんですが、つい最近4月にそういう形で繰上償還になり、それを県の方へ直接、公庫に返しちゃったというのがあります。

ただ、これでもじゃあ100%かという、今更言ってもしょうがないんだけど、損失補償契約というのはやって良いのか悪いのかという問題はあるんです。損失補償契約がそもそも違法だという議論もありまして、裁判所の判決も良いんだという判決と、いけないんだという判決が両方あって、まだ最高裁で決着がついてないという状況です。

これも戦後50年～60年やってきているわけです。今更いけないと言われたってしょうがないんだけど、今更の議論を今やっている最中なんで、この損失補償契約も今更、昔のやつを良いの悪いのと言ってもしょうがないので、しかも先ほどの三セク債をつくるのについて地方財政法という法律の附則をつくったんですが、その中には損失補償をしている場合は、これを使って返して良いですというふうに書いているわけです。

ということは、法律そのものが損失補償は良いんだということを前提に今の地方財政法の附則ができ上がっていると。だから、裁判所が何と言おうが国会は損失補償は適法だという前提で制度をつくっているんだということを、今、一生懸命言ってるんですが、これも損失補償は適法だということで行かざるを得ないんで、そういう形でやっていくという形が、多分理屈としては一番きれいなのかなという感じがするんですが、ただそのためには、その仕組みをどうするかというハウツーが、結構ややこしいことはあると思います。

(根小田委員長)

ちょっと初歩的なことで確認をします。

三セク債を使うということは可能性はないわけね、考えてなかった。

(事務局)

委員の方にも指摘をいただいた。

三セク債というのは、大きな魅力がございますことはございますが、基本的には先ほど橋本先生がおっしゃったのは、多分神奈川県でだったと思いますので、神奈川県の実例は次回でもご紹介をしたいなど。結構かなり資産を圧縮して、県が結局は債権放棄をすることになるということで、結局公社は存続をさせませんで、神奈川県は公社が清算をしましたので、結局県が取ってしまったということになっています。

清算する場合についてはそういうやり方ということですよ。

(根小田委員長)

解散のケースですね。

(事務局)

解散させましたんで、県が取っちゃったということでございます。

今のところ、この委員会も含めて公社の方は高知県の場合は「存続をして」ということになっています。

存続のときの三セク債は使えると思うんです。最後の手段としては、三セク債を使って全部返すという形にはなるんだろうなと思ってはいるんですけども。その議論をこの検討委員会の中でやっていただくんですが、我々としては少し財源ができたので、少しでも有利子負債を圧縮すべきで、できるだけ早く対応した方がいいのかなと。

三セク債が25年でございますので、神奈川県は三セク債を使うというか、いろいろ改革するために4～5年かかっているようでございます。なかなかいろいろな問題、課題がございますので整理をすると大体時間がかかるなど。その間にできることがあれば繰上償還をすると、それだけ有利子負債が減って、結局は県民負担が減るのかなということを考えております。

その時に、橋本先生がおっしゃったように出し方でいろいろ問題があるんでということ、通常我々もまとめて貸付金にするのか、補助金で出すのかということで二者択一的なものがある、無利子貸付で今までどんどんやってるんで、損失補償の方もという形でやると、無利子貸付かなというようなイメージを持ってたわけです。

こういう機会でございますので、専門家もおられますので、ご意見をいただいて参考にさせていただければなど。

それで、補助金というのは、先ほど言いましたように損失補償をしますんで、損失補償というところが債務を負うということになりますんで、それで補助金で消していいのかなというような素朴な疑問もございまして。

以後、その辺のところをご了承いただければなというふうに思っております。

(根小田委員長)

なお、何かご意見ございますか。

この繰上償還の前提の不採算林にかかるということ、そこの部分ということなんで、その不採算林のところについては、時期はいつになるのか、時期の問題があると思えますけど、後からですかね。要するに契約解除の問題が出てくるわけね。

(事務局)

今のところ、先ほど申しましたように国、総務省さん、林野庁さんの協議の中で、公庫さんも根底のレベルについては、通常は総務省さんも任意繰り上げということで求めてきたんですけど、林野庁の方が、任意繰り上げについて若干難しいということで、義務的繰り上げであれば拡大解釈をしますよとおっしゃっています。

通常であれば不採算林であって、いわゆる解除をした段階で不採算林だというのが、今回については不採算林であって、契約の解除とかいうのは後で結構でございます、先にお金を返していただいて結構でございます、というような拡大解釈をしていただいてまして、そのところは総務省さんの方とは一応話はつけてるというか、国レベルでいただいています。

(根小田委員長)

あと、契約解除に伴う法律上の問題については先ほど、金子委員から発言していただきましたように、非常に複雑というか、もう契約した時点から年数がたってるので、相続なんかが行われてる場合もあり得るので、もう一方的に契約解除みたいなことは可能だという理論もあるけれども、最終的には司法判断に任ずということですか。

(金子委員)

先ほど、事情変更の考え方ということもあります、というようなお話をさせていただ

たんですが、それに伴って、仮にその場合「いやいや、ちゃんと契約を守ってくれよ」ということで、所有者のかたが訴訟なりということが考えられると思います。そこで、司法判断ということになるんじゃないかなと思います。

その場合に、どういう結論が考えられるかということですが、仮に契約の解除が認められないということなんで、じゃあ契約が残ってますよということになって、仮に契約が守られたとして、これくらいのお金が所有者のかたに行ったはずだから、それを支払ってねというような判決になることは考えられるのかなとは思いますが。

ただ、契約解除が妥当ですねと、司法判断がされたら、それは解除、そういう契約がなかったということを前提にして調整とかされるのではないかなということでございます。

大体、以上です。

(根小田委員長)

実際問題としては、手間はかかるんでしょうね。不採算林の契約の解除とか制限というのは。

(事務局)

土地所有者が、一人とかという場合については、行ってお話をすることができます。そのところについては置いておいて、不採算林の定義付けが今回まだちょっと十分いただけてないところがございますので、例えば、不良債務の償還以外に、今公社が19年度からやっているEランクとかDランクで、金利も何にも返せない、利息の一部しか返せない。例えば、伐った時に反対に、伐る経費、搬出経費の方がいっちゃって、要は今の投資額が全然回収できないという場合も想定できます。

そのところは、「更に」という定義付けをしないといけないと思いますが、最終的には、反対に伐って赤字が出るということで、反対に山を裸にしてしまうと。これは山の方の委員さんのご意見をいただきたいと思ってるんですけど。

そういうことが、行政としてというか公的な団体でいいのかどうか。もしそういうことであれば、例えば契約を解除してそのままお返しをするということもいいのか、その辺はいろいろ手法があるだろうと思いますし、我々としては、せっかく育てた中で、赤字も出てしまい、結局は山も裸になってしまうということについては、ちょっと最悪のパターンであろうかなとは思ってはいるんですけども。

(根小田委員長)

はい、結論的に言うと、不採算林にかかる有利子負債の繰上償還、言っている部分、これはできる、可能だったらやりますかね。

(事務局)

我々としては、すぐできることというか、森永委員さんにも書いていただきましたので、繰上償還ということで、特別委員さんから、全部じゃないですけども、財源が県が抱えれる中では、繰上償還をすると結果的に利息が減ってきますので、県にとっては得策だと思っています。

先ほど言いましたように、不採算林というところと契約を解除しなければならないというところがございますので、こういうところについては少し議論をしていかなければいけないのかな、というところがございます。

それと出し方としては、補助金で出すとか、貸付金で出すとかということもございまして、我々としては、何かの形で有利子負債を減らして、県民負担を減らす得策ではないかなと思ってるんで、もう少しご意見をいただければ大変助かるかなというふうに思っています。

(根小田委員長)

どの部分でしょう。

(事務局)

特に、先ほど言ったように、契約解除等々ございますし、その辺のことも示していただければ。山側の委員さんもございますし、そういう関係も押さえなければと思いますし、先ほど言いましたように補助金の名目、貸付金、いろいろ選択肢は難しいと思うんですけども、ベストのベターなやり方というのを法的に何かご指導いただければ助かるなというふうに思っています。

(根小田委員長)

森林関係の中越委員とか、その点いかがですか。
今の不採算林に係わる部分と繰上償還ですけど。

(中越委員)

法的な専門の先生からいろいろお聞きしたんですけども、林業公社の分収、例えば梶原町であればこういう分収林制度で土地所有者、森林所有者が預けている案件としては、この公社、分収林、それからもう一つ水源林旧公団造林です。それと、県が県行造林という分収造林をやってますし、また市町村がそうした分収林もやっています。

その中で、いろいろ、そういう各種の団体がやっております分収林があるんですけども、総じて言えば、整備公社の森林が手入れがされていないという所が多いかなというふうに思っています。

そうした所で、先ほど4対6を8対2とかいう話ですけども、そうしたいろんな地域性はあると思うんですけども、その中で公社だけ8対2ということには、なかなか難しいん

じゃないかなということと、今、繰上償還にかかる条件として、不採算林をいわゆる契約解除してというときに、やはり、このままの状態で所有者に返すということが条件になるんじゃないかなと思います。

仮に県の説明があった通り、例えば、そういう山であれば山から伐って出す経費が売上よりもかかるということで、公社側に分収できるお金が残らないんじゃないかなと思います。

山側の意見として、そういう今いろんな話を聞いた中でそう感じています。

(根小田委員長)

契約を解除したときにはそのまま渡すというのがいいんだと、そういうことですね。

(中越委員)

そういうことになるんじゃないかなと、所有者側からすればですね。

(根小田委員長)

そのこと自体は、繰上償還と直接はそれに影響しないわけね。

(事務局)

そうですね、今回、繰上償還の話は特異なことで、特別な扱いをしていただいております。

基本的には、分収林契約を結んでることで制度融資を借りているという前提でございますので、その制度融資に対しては外してくださいと。要は、契約を解除するということもあり得るし、例えば、これは、こういう場で話をしてもいいのかどうか分かりませんが、分収林契約を解除して残っている期間がございますので。例えば、60年契約をしていて40年でリセット。あと20年残っていると、あと20年についてはただ管理をする契約をするとか、分収林事業としての制度融資なんで、そこだけは外してくださいという、実はそういう話をもって、その問題もございますし、先ほどおっしゃったように、もう全然伐ってもダメだということについては価値がないという判断をするのかと、そこは少し判断の仕様があるんだろうかと思えますけども、できるだけ土地所有者には迷惑がかからないような形で対応していかななくてはならないと思っております。

結果的には、土地所有者というのは県民のかたですので、金利を払い続けること自体が良いのかなというふうな、全体的に見ての考え方なので、少しそのところは検討していても良いのかなというふうには思っています。

(根小田委員長)

はい、有利子負債の繰上償還の問題ですけど、どういう形でやるか最終的な結論をまだ

留保ですか。もう無利子貸付でいくという。

(事務局)

通常では、今まで、先ほどの約定については無利子貸付をしてますんで、単純に考えると無利子貸付かなというように思ってたんですけど、先ほどの公社改革の中で補助金というのでも捨て難いところもございます。

ただ、損失補償をしている債務でございますので、結果的には県が負わないといけない、補助金を充てることについてどうかなというところもございますが、いろいろな問題がございますし、土地所有者については、少し金融機関の方としては、すぐにとということではなくて、この委員会の中で不採算林についても多分ご議論をいただくことと思いますので、その結果を待ってでOKということをお願いしています。

そのところも契約の解除については若干時間があって、先に繰上だけ、償還だけしていただいてもかまいません、ということをおっしゃってますので、我々としては、せっかくそこまで言っていたら、県民負担を考えると少し早い目にした方がいいのかなというように思っております。

(根小田委員長)

ということなんですけれども、いかがですか。

(武田委員)

いわゆる繰上償還を整理すると、無条件の繰上償還はまだ認められてないですよ。それで、あくまで不採算林を整理するというところにおける繰上償還は認められてるんですよ。今のお話だと契約解除をする前に、それを前提にして契約解除することまでも向こうは折り合いをつけてきてるというふうに理解して結構なんですか。

ということは、後追いでも契約解除をしなくちゃいけないんですか。

(事務局)

原則としては、繰上償還の条件としては、先ほど言いましたように不採算林であることと、制度融資の対象である分収林契約については解除してくださいということでございませぬ。

ただ、金融機関のかたはご存じだと思いますが、一旦、金融で融資をして返してしまうと、それ以降については責任がないということで、現実問題としては努力をしなければいけないし、この委員会の中で多分、不採算林についての処理をいただきますので、今の契約のままちょっと置いておくというような議論があまり少ないのかな。改革をするという前提の中の存続をいただきましたので、今の条件のまま契約を続けるということはある得ないのかなと思っていましたので、我々としてはそういう議論をしながら、当然一番ラ

シートの悪い所についてはそういうことも念頭にございますので、相手方についてはそういうことを念頭に入れて協力させていただきたいと思っております。

結果としては、そういう努力はしますというような規定で、ご理解をいただきたいと思っております。

(根小田委員長)

不採算林への対応については、全面的に契約解除だみたいなことには必ずしもならない可能性もある、そういう含みですか。

(事務局)

先ほども言いましたように、金融機関の方としては、解約も視野に入れてくれたらいい、ただ、絶対というか、解約がないと繰上償還はしませんということになって、我々としては、不採算林ということを今ここの委員会の中で議論がいろいろあがっていますので、ここで議論をいただくという前提で、金融機関とは話をしているということです。

(根小田委員長)

分かりました。そうすると不採算林、繰上償還の問題は、これは有利子負債を減らすということですから、早いうちにやってもらったら良いんですけども、委員の方から不採算林の問題も課題として出てますので、これについても資産の厳格査定があるという観点から提案がありますので、これはこれでまた検討しなければならないですね。

分かりました。ちょっと司会者もなかなか議事進行不手際で休憩なしで来てしまいました。ちょっとお疲れだと思いますけど、誠に申しわけありませんが、大体2時間やったら休憩をせないかんのですけども、もう最後まで休憩なしで構いませんか。すみません。

それで、あともう1点、事務局の方で言われておりましたのが、新しい会計基準だとか、それから、主伐をこれから順次実施していくことになるわけですから、そのスケジュールが入ってくる。それやると、早晩といいますか、債務超過に落ちる恐れがあるみたいだということで、これにどう対応するかという問題があるんだと言われておまして、これについてもいろんな考え方があるというんですが、そこら辺のところをちょっと事務局の方、説明を何かしてくれますか。

(事務局)

債務超過については、現在債務超過になっていませんが、先ほども申しましたように19年当時の資産での、長期収支については29億円が赤字だと。それから、公社の方で昨年主伐が行われまして、そこは正味財産が毀損をしているという状態でございますので、今年についても主伐があるということと、先ほど申しましたように、新会計基準がもし導入されますと一定、時価評価の要素が入って来ますので、今のバランスシート上は資産が劣化を

するのは間違いないと思います。勘案しますと現時点で今年の決算で債務超過に陥る可能性が高いということを危惧しております。

基本的には、債務超過であったとしても林業公社を、公益法人については特に25年の新公益法人までは、潰れることはないし、それでどうこうということもございません。

確かに先ほど言いましたように、最終的には債務超過の消し方を含めて三セク債を使うとかいうこともございましたし、放置、そのまま置いておくと、それとも、先ほどの繰上償還じゃないですけども、例えば、債務超過になったときに補助金で支援をしていくということもございますし、民間さんでよくやる増資というのもあり得るのかな。それと、最終的には債権放棄というようなこともあるんじゃないでしょうか。

いろんな手法があると思いますが、これはまた民間でご活躍をされてる先生がた、委員さんの方でご指導をいただければ良いと思うんですけども。例えば、そういうことで当然メリット・デメリット等々があると思いますので、少しその辺のところをご議論をいただければなと思っています。

(根小田委員長)

もうあまり時間がありませんけど、こここのころの皆さん、ご意見をお聞きしますけれども、債務超過への対応については急ぎますか、これ。要するに有利子負債の圧縮については早いことやった方が良くない。やれるんだったら早いうちにやった方が良くないということなだけで、こちらの方はどうなんでしょう。

(事務局)

先ほどの繰上償還ほどは、慌てないと思っはいるんですけど、それで今年度にはそういう事態に陥りますので、例えばそういう財源を確保するためには、先ほど橋本特別委員がおっしゃったように三セク債を使うとかございますので、できましたら少しでも議論をしていただいて、法律的な問題も多分あると思いますので、せっかく皆さんが集まっていますので、ご意見をいただければ助かるかなということなんです。

(根小田委員長)

専門家の委員のかたのご意見をまた伺いたいですけど。

具体的に言うとなんと素人ですけど、最初に出資金がありましたよね、3千万円の。あれがだんだん減って赤になっていくという話ですか、帳簿上。

(事務局)

そうですね。

(根小田委員長)

これは、主伐を何回かやればすぐにそうなっちゃうんですか。いうことですか。

(事務局)

今のところ、木材価格が低いということと、契約が延ばせたら良いというようなこと、期間的には60年とか50年ということがございまして、80年になると結構材積が伸びますんでプラスになるかも分かりません。ここ数年で伐るところについては、契約延長できてないところが多いので、少し今の木材価格ですると厳しい実態になるのかなというふうな危惧はしています。

それと、会計基準でも作りましたが、実際のB/S上というか、バランスシート上、崩れてしまう可能性がございます。新しい会計基準の資産査定をすると、今のままの森林資産の評価ではいけないということです。となるとどうしても劣化します。

(根小田委員長)

はい、具体的に言うと、現状維持、放っておくというのと補助金、増資みたいなやり方もある。民間でやられる株式化というのものもあるし、最後に債権放棄、どういうものを対応策として考えるべきかということですか。

(事務局)

ひょっとしたら、それ以外の方法もあるかも知れませんが、多分、法律上いろいろな問題が出てきておりますので、軽減とかそういうのをはめ含めて、ご議論いただければ助かるかなと。当然メリット・デメリットとかあると思うんですけども。

(根小田委員長)

会計・法律の専門家、いかがですかね。

私は、ちょっと意見を出しかねるような問題です。

森永委員何かありますか。

(森永委員)

民間の立場からいいますと、増資はやっぱりリターンを求めますので、今回の件につきましても、増資というのはあり得ないと思いますね。それをやりますと責任をまた問われるというふうな状況になるってことですね。

(橋本特別委員)

問題は、B/Sが赤になっちゃうということですね。

前置きはともかくとして、とにかく決算をするとB/Sは赤が出てくると、それをそのままにしておくのか、消すために何かしなきゃいけないのかということだと思っておりますね。

この辺はいわゆる会計処理上の問題として、赤は赤だって潰れなければいいじゃないかということで行っちゃうのか、やはりそれは消さなきゃいかんというのか、その判断だと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

(森永委員)

公益法人として移行される場合に、赤字というのはやはりクリアしておかなければならないと思うんですけど、債務超過ということになると、その辺りどうでしょうか。

(事務局)

先ほども言いましたように、新公益法人への移行の条件として収支相償という大前提がございますので、移行のときにすべて債務超過であるかということではなくて、私の方が聞いているのは、それが改善ができるというような見込みがあると考えられるかなど。

基本的には、債務超過を消すのに、補助金を入れ込むというのはいかがなものかというご意見をいただいていますし、25年でございますが、そのところまで少し時間があるし、今年万が一なっても、若干時間はあるでしょうけど、ただ我々としてはせっかくの機会ですので、ご意見をいただければということです。

(根小田委員長)

その他、何かご意見はございませんか。

バランスシートが赤になるのを放っとけというのは、あり得んだろうと思いますが。

(橋本特別委員)

バランスシートが赤になるのを放っておけという選択肢がなければ、消すしかないです。

消す方法は、新たな出資をするか、債権放棄を県がするのか公庫がするのか誰がするのか分かりませんが、債権放棄しかないんじゃないですか。それ以外の方法はないので、いくら議論をするって議論をする余地がないので、誰かお金を入れるか、借金を減らすか、二つに一つしかないので、と思いますけどね。

議論をしようがないような気がするんですけど。

だから、赤字は消さなくていいんだという意見があるかどうかという意味では、議論の余地はあるかもしれないけれど。あるいは、赤字は25年なんだから、まだ1～2年は放っとけやという、そういう選択肢があるよということであれば、そういう議論はあるけれども、減らすということになっちゃったら、もう道は一つしかないような感じがするんですけどね。

(根小田委員長)

先ほど公益法人への移行をどうしてもやりたいということで、赤字の分は、できるだけ

改善の余地はあるくらいの程度にしておきたいというようなことですか、趣旨は。

(事務局)

そうですね。基本的に、この委員会の中で改善、再生プラン、改革プランを作っていただきます。なかなか赤字のまま置いておくというのは検討されてないと思っています。

橋本委員さんがおっしゃるように、放棄するのか入れるのかというような、放棄するというのはどこの金融機関が入って、債権者がどう動くか、すけるかというのがありますが、反対にすけ方というのが一つ、それもあるのかな。そういう意味では県の場合は、補助金という言い方もないことはないのかなとは思っていたところがございます。

(橋本特別委員)

いろんなことを言ってあれなんですけど、B/S 上の赤を消すための補助金というのはあり得ないんじゃないでしょうか。P/L 上の問題であれば補助金を入れてということはあるんですけども、資産が足りない分の補助金というのはまったく名目が付かないような気がするんですけども。P/L と B/S は分けて考えなきゃいかんので、私の補助金の概念というのは P/L で出てくる話であって、B/S には出てこないんだと思いますが。

(根小田委員長)

もう少し、新しい会計基準による資産評価みたいなものをやってみないと分からないのではないですか。

出資金だけの話ですか。

(事務局)

最終的には、額が長期収支等々で出さないといけないと思ってますし、金額のところは先ほども申しましたように、22年度、今年度決算でそういう債務超過になるというのはかなり危惧をされてる、予想されることでございますので。

(根小田委員長)

22年度でそうなる可能性がある。それをどうするかという話。

(事務局)

それも含めまして、一つの方法としては、大きな話をすると三セク債を使って整理をするというやり方もあるんだろうと思いますし、例えば、おっしゃったように B/S 上で、補助金がない、ということであればその道はないと。P/L 上の世界でしかない、ということであれば、答えは1つというか、そちらの方になるのかなというのは、その辺の補助金というのが、ひょっとしてあり得るのかなというのは我々は思っています。

(根小田委員長)

どうですか。

(武田委員)

ちょっと、荒唐無稽なことを言いますが、聞いてもらえますか。

県の他の外郭団体でかなり蓄積している所があるんです。B/S 的には黒字が多い所、そこを合併しちゃうという手はないですか。ただの技術的な話ですけど、技術論としてはあると思います。方法としては。

(根小田委員長)

何か、出資金がものすごくあって、その運用でやってるような所がいっぱいありますね。

(橋本特別委員)

そうです、それが一番いいかもしれないですけど。

(事務局)

もしやるというのでしたら、民間さんではOKなところですが、違うんで。

(根小田委員長)

これ、今日の委員会で進むようになったらどうするか、じゃあ赤が出たらもう何か対応策をすぐ取るべきだとか、そこの部分結論は要りますか。

(事務局)

ええ、ここまで結構で、こういう議論は今後も多分この委員会の中でしていただかないといけないと思っていますので、そういう形の一つとして、一歩として考えています。

(根小田委員長)

検討課題があるということですよね。

(事務局)

はい。

(根小田委員長)

はい、分かりました。

今の債務超過を今すぐどうこうじゃないですけど、有利子負債の圧縮、累積、繰上償還

のことについては、具体的に事務局の方でベターな方策をより一層具体化して進めていただければというように思います。

いろいろご意見をいただきましたけれども、事務局の方では9月の県議会に簡単な報告をしたいということですね。特に速やかに対応すべき改善策として、先ほどのような点を報告するということですね。

それについてまだ特にありますか。

(事務局)

できるだけ、我々の方も前倒しでやっていかないといけないと思ってますし、そういう対応をしたいと思っています。できればこういう委員会の中で、中間報告的な報告で、「こういう方向で進めよ」というようなご意見をいただけると、少し県としては大変助かるなという趣旨でございますので。

(根小田委員長)

はい、9月議会の対応についてはそういうようにやっていただきまして、この公社の経営改善策、改革案につきましては、具体的に可能な方策、そして視点で何をやるか、その点はもう少し検討を深める必要があると思いますので、今しばらく委員の皆さま、審議にご協力をいただきたいと思います。

次回以降の会議について事務局の方で、予定、話す必要があれば。

(事務局)

先ほどからお願いして申しわけございませんが、県としましては、9月議会に一定中間報告的なものをいただいて、議会に報告をさせていただきたいなというように思っております。

今日のところについては、ご議論が十分にございませんでしたとこもありますので、先ほど委員長がおっしゃったように、事務局の方で、今回の議論をしていただき、よろしければ各委員さんの方にペーパーで書いて提出をしていただいて、それをまた反映させていただきたい。

なかなかここの中で議論は難しいところがあるかもしれませんので、事務局の方で各委員さんにペーパーをお示しして、事務局の方で取りまとめさせていただいて、森永先生と橋本委員さんと協議をさせていただいて次回にやりたいと思います。

できれば9月の末に議会が始まりますので、できればその前週くらいに委員会を開催させていただいて、少しその議会報告というか、中間報告的なことを整理をさせていただければなというふうに思っています。

もう一度、9月議会までに会を開いていただければなと思います。

(根小田委員長)

それは、県の担当事務の方が、この委員会では現段階こんな審議をしてるよと、一定程度まとまっているのはこんなところよと、というようなことをまとめて報告されるわけですか。事務局の責任で、この委員会でも中間報告を出せということでしょう。

(事務局)

今、想定しているのは、委員会の方で一定のご意見をいただいて、それをご説明をして、今までの審議経過なんかを、県議会に対する説明、県民に対する説明をできればなということを考えて、できれば委員会の方で取りまとめていただいたものを、例えば、先ほどの最後のページでございしますが、「速やかに対応すべき～」というところで一つまとめていただくと、こういうご意見をいただいていますということで、県はこういう改善策をとるか公社目的でやりますということをお願いしたら。

(根小田委員長)

この委員会の審議経過については、今まで議会に対しては何かやっていますか。

(事務局)

議会ごとに経過報告をしています。

(根小田委員長)

議会ごとにやってる。6月もやってるわけ。

(事務局)

やってます。

(根小田委員長)

6月はどんな報告されたんですか。

(事務局)

今まで審議をどのように何回やって、どういう内容で議論をしたというような、これは県の方で簡単にまとめたやつを委員会の方に出しています。

(根小田委員長)

今回は、それは事務局の方で作りますか、こういう中間報告をしますよというのを。やってくれたらそれは一番我々としては、それで良いか悪いかという話になると思いますけど。

その中間報告をやるまでに、この委員会で検討すべきものって何ですか。

今日、森永さんなんかに出していただいた分については、1回だけじゃなくて何回かやらないけないでしょうね。9月の議会までにやっとかないかんでしょう。

(事務局)

今、私の方が9月に考えているのは41ページの11のところで、森永先生、橋本先生が「速やかに対応すべき公社改善策」、ここのところについて、これでいくとか、もう一遍肉付けをしていただくとかいうことで、ここの41ページ以降のところについて、両委員さんで今日の意見を踏まえて書いていただいて、次回の時に、この委員会で諮っていただいて、委員会として了承していただいたものを我々としては県の方にいただくと、それをもって議事に報告したいということです。

(根小田委員長)

また両委員に。

(事務局)

そうですね、事務局の方は勝手に申しわけないですけど。少し、報告について今日の議論の中で整理というか肉付け等をしていただいて、次回の委員会の方にご報告をいただければいいかなというふうに思っています。

(根小田委員長)

そうですね。よろしいですか。

そういうことであつたら、我々委員の方は、今日の両委員の書いていただいたものについて意見があれば、できるだけ早く事務局の方に出すと、口頭でも何でも。そういう形にした方が委員の方がやりやすいでしょ。

(事務局)

もしよろしければ、早急に今週中にも皆さま、委員さんの方に用紙を整理してお渡しをさせていただきたい。

(根小田委員長)

特に中間報告の部分については、ここの部分が中心になるので、ここの部分についての意見を中心にとということですね。よろしいですか。

なかなか難しい問題が多くて、議事がうまく進めなかった面がありますが、一応予定の議事はこれで今日の分は終了いたしましたので、今日の委員会はこれで終わらせていただきたいと思います。

どうもお疲れさまでございました。

ありがとうございました。